
ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC

(為替ヘッジなし/資産成長型)／(限定為替ヘッジあり/資産成長型)

(為替ヘッジなし/実績分配型)／(限定為替ヘッジあり/実績分配型)

追加型投信／内外／債券 ※課税上は株式投資信託として取扱われます。

当ファンドは特化型運用を行います。

※「BINC」とは、当ファンドの主要投資対象ファンドである上場外国投信の米国市場での証券コードです。

投資信託説明書(請求目論見書) 2026 年 7 月 11 日

※本書は金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。

ブラックロック・ジャパン株式会社

1. ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（為替ヘッジなし/資産成長型）／（限定為替ヘッジあり/資産成長型）／（為替ヘッジなし/実績分配型）／（限定為替ヘッジあり/実績分配型）（以下「当ファンド」といいます。）の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を 2026 年 7 月 10 日に関東財務局長に提出しており、2026 年 7 月 11 日にその届出の効力が生じております。
2. 当ファンドの基準価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きの他、為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。元金が保証されているものではありません。
3. 当ファンドは、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

発 行 者 名	ブラックロック・ジャパン株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 橋本 幸子
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（為替ヘッジなし/資産成長型）

ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（限定為替ヘッジあり/資産成長型）

ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（為替ヘッジなし/実績分配型）

ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（限定為替ヘッジあり/実績分配型）

（以上を総称して、以下「ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC」あるいは「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。また、各々を「各ファンド」、あるいは個別に「（為替ヘッジなし/資産成長型）」、「（限定為替ヘッジあり/資産成長型）」、「（為替ヘッジなし/実績分配型）」、「（限定為替ヘッジあり/実績分配型）」という場合があります。）

※「BINC」とは、当ファンドの主要投資対象ファンドである米国籍の上場投資信託証券の米国市場での証券コードです。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は、1口当たり1円です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、5,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額につきましては、販売会社または下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(5)【申込手数料】

- ① 購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額に3.30%（税抜3.00%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（販売会社につきましては、「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。）

なお、購入時手数料には消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれています（以下同じ。）。

- ② 分配金の受取方法により、「一般コース」、「累積投資コース」の2つのコースがあります。「累積投資コース」を選択した投資者が、分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(6) 【申込単位】

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの購入方法があります。

取扱いを行うコースおよび購入の申込単位（以下「購入単位」といいます。）は、各販売会社により異なりますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2026年7月11日から2027年1月15日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(9) 【払込期日】

受益権の投資者は、販売会社が定める日までに購入代金（購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料を加算した金額をいいます。）を販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各購入受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

上記「(8) 申込取扱場所」で払い込みください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

① 購入代金の利息

購入代金には利息をつけません。

② 日本以外の地域における発行

行いません。

③ 購入不可日

販売会社の営業日であっても、ニューヨーク証券取引所の休場日に該当する場合は、購入は受け付けません。

④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆ 投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、換金、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

⑤ 米国人に対する制限

当ファンドの受益権について、米国の1933年証券法または米国各州の証券法に基づく登録は行われておらず、今後行われる予定もありません。

米国内において、または（1933年証券法において定義されるところの）米国人に対しては、適用除外に該当する場合を除き、当ファンドの受益権の取得の申込みの勧誘または売付けを行うことはできません。

米国の1940年投資会社法に基づく当ファンドの受益権の登録は行われておらず、今後行われる予定もありません。

ブラックロック・ジャパン株式会社は、米国の1940年投資顧問業法に基づく投資顧問登録を行っておりません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① 「ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（為替ヘッジなし/資産成長型）」、「ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（限定為替ヘッジあり/資産成長型）」、「ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（為替ヘッジなし/実績分配型）」、「ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（限定為替ヘッジあり/実績分配型）」は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

（「ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（為替ヘッジなし/資産成長型）」、「ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（限定為替ヘッジあり/資産成長型）」、「ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（為替ヘッジなし/実績分配型）」、「ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（限定為替ヘッジあり/実績分配型）」を総称して、以下「ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC」あるいは「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。また、各々を「各ファンド」、あるいは個別に「（為替ヘッジなし/資産成長型）」、「（限定為替ヘッジあり/資産成長型）」、「（為替ヘッジなし/実績分配型）」、「（限定為替ヘッジあり/実績分配型）」という場合があります。）

※「BINC」とは、当ファンドの主要投資対象ファンドである米国籍の上場投資信託証券の米国市場での証券コードです。

- ② 当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信／内外／債券に属しています。下記は、一般社団法人資産運用業協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

<属性区分表>

(為替ヘッジなし/資産成長型) / (限定為替ヘッジあり/資産成長型)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	<為替ヘッジなし>
一般	年2回	(日本を含む)	なし
大型株	年4回	日本	
中小型株	年6回	北米	<限定為替ヘッジあり>
債券	(隔月)	欧州	あり (限定ヘッジ)
一般	年12回	アジア	
公債	(毎月)	オセアニア	
社債	日々	中南米	
その他債券	その他	アフリカ	
クレジット属性		中近東	
不動産投信		(中東)	
その他資産		エマージング	
(上場投資信託証券			
(債券・一般))			
資産複合			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(為替ヘッジなし/実績分配型) / (限定為替ヘッジあり/実績分配型)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	<為替ヘッジなし>
一般	年2回	(日本を含む)	なし
大型株	年4回	日本	
中小型株	年6回	北米	<限定為替ヘッジあり>
債券	(隔月)	欧州	あり (限定ヘッジ)
一般	年12回	アジア	
公債	(毎月)	オセアニア	
社債	日々	中南米	
その他債券	その他	アフリカ	
クレジット属性		中近東	
不動産投信		(中東)	
その他資産		エマージング	
(上場投資信託証券			
(債券・一般))			
資産複合			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

<各分類および区分の定義>

I. 商品分類

単位型投信・追加型投信の区分	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
投資対象地域による区分	内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資対象資産による区分	債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

II. 属性区分

投資対象資産による属性区分	その他資産 (投資信託証券 (債券・一般))	目論見書又は投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンドは、投資信託証券を通じて主として債券に投資する。
決算頻度による属性区分	年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
	年12回(毎月)	目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
投資対象地域による属性区分	グローバル (日本を含む)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジによる属性区分	為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。
	限定為替ヘッジあり (限定ヘッジ)	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替ヘッジを行う旨の記載があるものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。

当ファンドは、上場投資信託証券（ETF）に投資を行うため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

上記は、一般社団法人資産運用業協会の定義を基に委託会社が作成したものを含みます。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（www.imaj.or.jp/）をご参照ください。

③ 信託金の限度額は、各ファンド5,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色（各ファンドの特色）

- a. ブラックロック・グループが運用する米ドル建ての「iシェアーズ フレキシブル・インカム・アクティブ ETF」への投資を通じて、世界の様々な債券（デリバティブを含む）に投資を行い、長期的なインカム収益の最大化および値上がり益の獲得をめざします。
- ※当ファンドから直接、短期の債券に投資を行う場合があります。

- 「iシェアーズ フレキシブル・インカム・アクティブ ETF」への投資割合は、原則として、高位を維持します。
- ※当該ETFは米国の証券取引所に上場され、日々取引が行われています。

当ファンドは特化型運用を行います。

一般社団法人資産運用業協会は、信用リスク集中回避を目的とした投資制限（分散投資規制）を設けており、投資対象に支配的な銘柄（寄与度*が10%を超える又は超える可能性の高い銘柄）が存在し、または存在することとなる可能性が高いものを、特化型としています。

当ファンドは、「iシェアーズ フレキシブル・インカム・アクティブ ETF」（以下「当該ETF」といいます。）に投資を行い、当該ETFへの投資割合は高位を維持します。したがって、当ファンドは、当該ETFの影響を大きく受け、当該ETFが上場廃止となる場合等には、大きな損失が発生することがあります。

*寄与度とは、投資対象候補銘柄の時価総額の合計額における一発行体当りの時価総額が占める比率または運用管理等に用いる指数における一発行体当りの構成比率を指します。

- 「iシェアーズ フレキシブル・インカム・アクティブ ETF」の概要

※当該ETFはアクティブ運用型のETFであり、一般的なインデックス運用型のETFのように、特定の指数への連動を目指すETFではありません。

形態	米国籍 上場投資信託証券（米ドル建て）
投資目的 および 投資態度	・当ファンドは、長期的なインカム収益の最大化および値上がり益の獲得をめざします。 ・主として世界（新興国含む）の国債、地方債、エージェンシー債、政府系MBS、投資適格社債、ハイイールド社債、ローン、証券化商品などに投資を行います。 ・原則として、米国籍の投資適格社債、米国債、米国エージェンシー債、米国MBSへの投資上限はファンドの資産の20%以下とします。 ・非投資適格に相当する資産への投資にあたっては、上限を設けず投資することができます。 ・原則として、ポートフォリオの平均デュレーションは1-5年に保ちます。 ・リスクの低減やリターンの向上を目的として、デリバティブ取引やショート（売り建て）ポジションを活用することができます。 ・ETFに投資することができます。
管理報酬	年率0.50%以内
運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ

※上記は本書作成日現在のものであり、随時変更となる場合があります。

b. 当ファンドには、為替ヘッジ方針および決算頻度の違いにより、以下の4ファンドがあります。

ファンド	為替ヘッジ方針	決算頻度
(為替ヘッジなし/資産成長型)	為替ヘッジを行いません。	年2回
(限定為替ヘッジあり/資産成長型)	米ドル・日本円の為替ヘッジを行い、米ドル・日本円間での為替リスクの低減を図ります。	
(為替ヘッジなし/実績分配型)	為替ヘッジを行いません。	年12回 (毎月)
(限定為替ヘッジあり/実績分配型)	米ドル・日本円の為替ヘッジを行い、米ドル・日本円間での為替リスクの低減を図ります。	

c. 原則として、年2回または毎月、決算を行います。

■資産成長型のファンド（（為替ヘッジなし/資産成長型）および（限定為替ヘッジあり/資産成長型））

- ・決算は毎年4月および10月の15日（当該日が休業日の場合は翌営業日）の年2回です。
- ・信託財産の成長に資するため、分配を抑制することを基本とします。
- *基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。

■実績分配型のファンド（（為替ヘッジなし/実績分配型）および（限定為替ヘッジあり/実績分配型））

- ・決算は毎月15日（当該日が休業日の場合は翌営業日）の年12回です。
- ・当ファンドの主要投資対象ETFからの分配金のうち、経費控除後のインカム収益相当分を実績分配することを基本とします。
- *毎月の分配金額は増減することがあります。

<ファンドの仕組み>



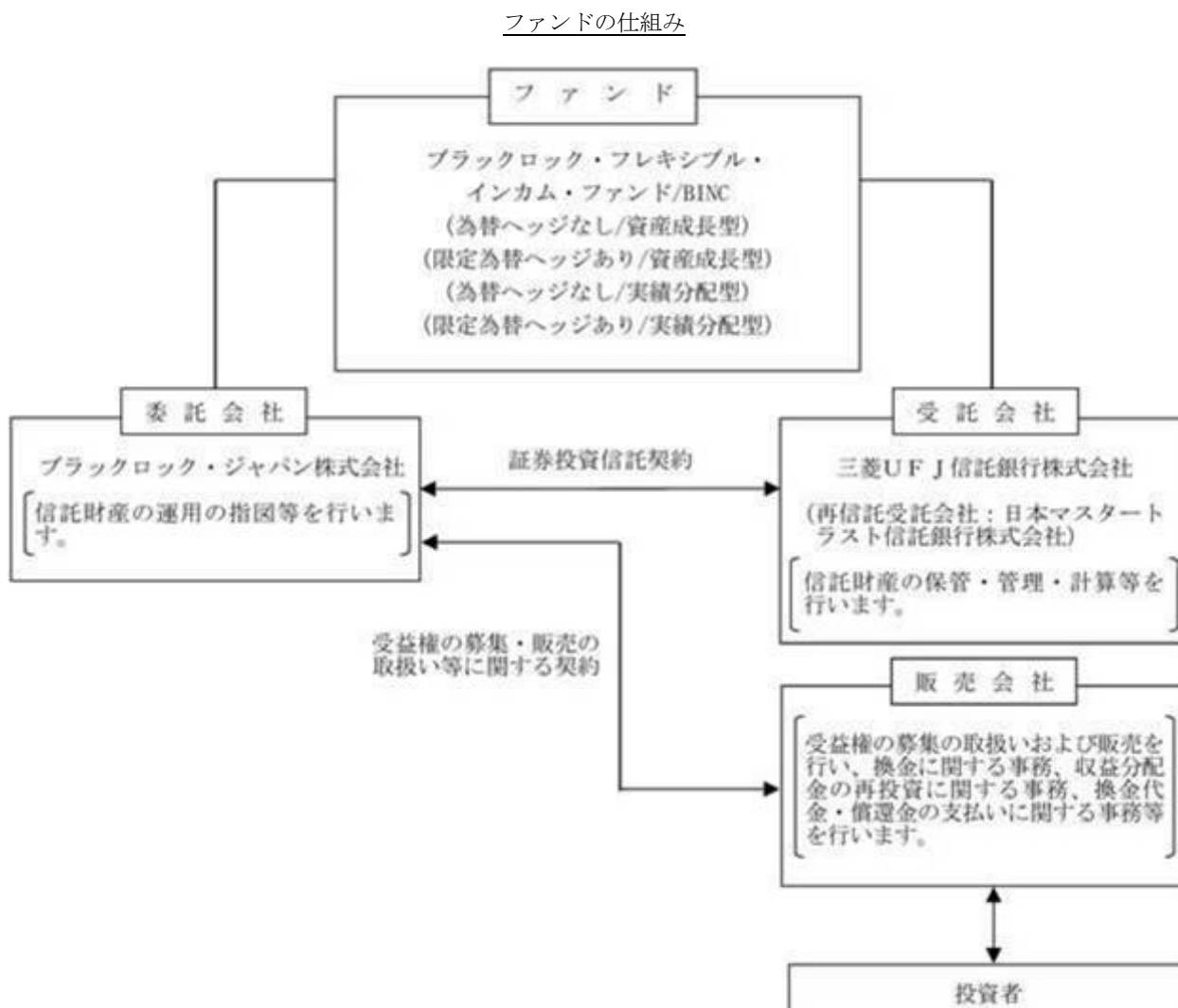
※ 当ファンドから直接短期の債券に投資を行う場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2024年 8 月30日

信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



< 契約等の概要 >

a. 「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

b. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

委託会社が販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金代金の支払い、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

< 委託会社の概況 >

2026年3月末現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

a. 資本金 3,120百万円

b. 沿革

1985年1月	メリルリンチ投資顧問株式会社 (後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社) 設立 1987年3月 証券投資顧問業者として登録 1987年6月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得
1988年3月	パークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 (後のパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社) 設立 1988年6月 証券投資顧問業者として登録 1989年1月 投資一任業務認可を取得 1998年3月 投資信託委託業務免許を取得
1999年4月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 (後のブラックロック・ジャパン株式会社) 設立 1999年6月 証券投資顧問業者として登録 1999年8月 投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」

c. 大株主の状況

株主名	住所	所有 株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	15,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 各ファンドの投資態度

a. 長期的なインカム収益の最大化および値上がり益の獲得をめざして、ブラックロック・グループが運用する米ドル建てのiシェアーズ フレキシブル・インカム・アクティブ ETFへの投資を通じ、世界の様々な債券（デリバティブを含む）に投資を行います。なお、短期の債券に投資を行う場合があります。

b. E T F への投資割合は、原則として高位を維持します。

（為替ヘッジなし/資産成長型）、（為替ヘッジなし/実績分配型）

c. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

（限定為替ヘッジあり/資産成長型）、（限定為替ヘッジあり/実績分配型）

c. 外貨建資産に対して、米ドル・日本円の為替ヘッジを行い、米ドル・日本円間での為替リスクの低減を図ります。

d. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

※委託会社は、自己または第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行いまたは行うことがある場合、投資者の利益を害しないことを確保するため、売買執行管理規程等の社内規程により管理します。

(2)【投資対象】

① 各ファンドの投資対象

a. 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

(a) 有価証券

(b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

(c) 約束手形（(a)に掲げるものに該当するものを除きます。）

(d) 金銭債権（(a)および(c)に掲げるものに該当するものを除きます。）

b. 投資対象とする有価証券

委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(a) 株券または新株引受権証券

(b) 国債証券

(c) 地方債証券

(d) 特別の法律により法人の発行する債券

(e) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

(f) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

(g) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

- (h) 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - (i) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - (j) コマーシャル・ペーパー
 - (k) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - (l) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - (m) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - (n) 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - (o) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - (p) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
 - (q) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - (r) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - (s) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
 - (t) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - (u) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - (v) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、(a)の証券または証書、(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(a)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(b)から(f)までの証券および(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(b)から(f)までの証券および(n)の証券のうち投資法人債券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(m)および(n)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

c. 投資対象とする金融商品

このファンドの設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を、有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形
- (e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (f) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

① ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

② ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、或いは投資委員会等開催により、各ファンドの投資方針等に従って運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。

③ 当ファンドの運用は、定量債券運用部（6名程度）が担当いたします。

※ 運用体制は、変更となる場合があります。

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約13.9兆米ドル*（約2,210兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行っております。

* 2026年3月末現在。（円換算レートは1米ドル＝159.090円を使用）

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

（為替ヘッジなし/資産成長型）および（限定為替ヘッジあり/資産成長型）は年2回の毎決算時（原則として4月15日と10月15日。休業日の場合は翌営業日。）に、（為替ヘッジなし/実績分配型）および（限定為替ヘッジあり/実績分配型）は月1回の毎決算時（原則として毎月15日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

a. 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益（繰越欠損補填後、評価損益を含みます。）等の全額とします。

b. 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

c. 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

② 収益の分配

a. 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

(a) 利子、配当金およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、諸費用（消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税相当額」といいます。）を含みます。以下同じ。）、信託報酬（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

③ 収益分配金の支払い

a. 支払時期と支払場所

(a) 一般コースの場合

毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として 5 営業日以内）に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者にお支払いを開始します。収益分配金は販売会社の営業所等において支払います。

(b) 累積投資コースの場合

累積投資契約に基づき、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行います。当該売り付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

b. 時効

投資者が、a. (a)に規定する支払開始日から 5 年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

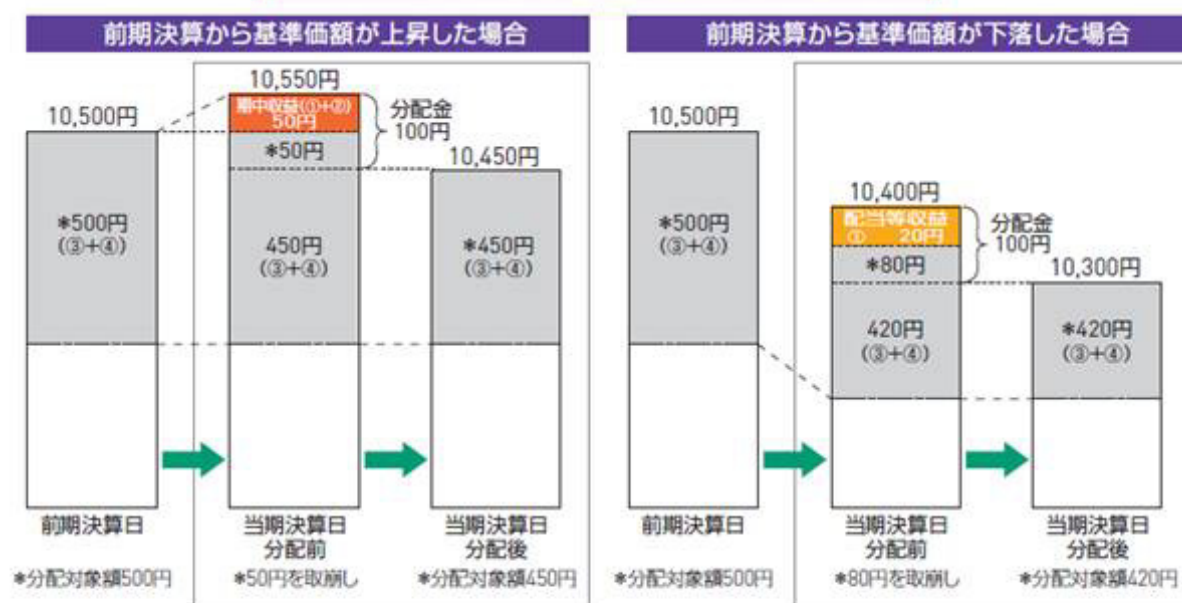
収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

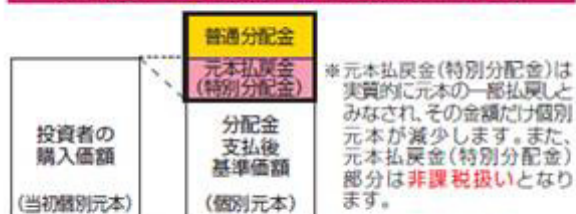


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

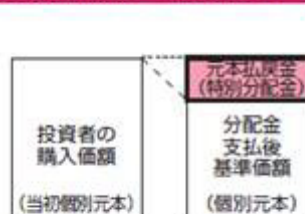
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より計算期間中の基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

(5) 【投資制限】

① 当ファンドの約款で定める投資制限

a. 株式への投資割合

株式への投資割合には制限を設けません。

b. 投資信託証券への投資割合

投資信託証券（E T Fを除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

c. 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

d. 投資する株式等の範囲

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

e. 信用取引の指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(d) 委託会社は、(a)の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

f. 先物取引等の運用指図

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

g. スワップ取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって評価するものとします。
- (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

h. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

i. 有価証券の貸付の指図および範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付の指図をすることができます。
 - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ハ. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- (b) (a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

j. 公社債の空売りの指図および範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。
- (b) (a)の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

k. 公社債の借入れの指図および範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
- (c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

l. 特別の場合の外貨建価値証券への投資制限

外貨建価値証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

m. 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

n. 資金の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

o. デリバティブ取引等に係る投資制限

一般社団法人資産運用業協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

p. 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に係る株式等（iシェアーズ フレキシブル・インカム・アクティブ ETFを除きます。）エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則を踏まえて当該比率以内となるよう調整を行います。

② 投信法等関係法令で定める投資制限

同一の法人の発行する株式

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のa. の数がb. の数を超えることとなる場合には、当該株式を投資信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- a. 委託会社が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

① 基準価額の変動要因

a. 金利変動リスク

ファンドは、上場投資信託証券を通じて、世界の債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

b. 信用リスク

ファンドは、上場投資信託証券を通じて、世界の債券に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、それに伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

c. 為替変動リスク

組入上場投資信託証券においては保有する資産は米ドル換算され、当ファンドにおいては米ドル建て資産に投資します。

「為替ヘッジなし」の各ファンドは、原則として外貨建資産については、為替ヘッジを行いませんので、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

「限定為替ヘッジあり」の各ファンドは、外貨建資産に対して、米ドル・日本円の為替ヘッジを行い、米ドル・日本円間での為替リスクの低減を図りますが、米ドルの対円での為替変動を完全にヘッジすることはできません。主要投資対象ファンドは米ドル以外の通貨建てで投資を行う場合があります、その場合、当該通貨については原則として為替ヘッジを行いません。したがって、米ドルに対する当該通貨の為替レートの変動が、間接的に当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、米ドル金利が円金利より高い場合、ヘッジコストがかかります。

d. 期限前償還リスク

ファンドは、上場投資信託証券を通じて、MBS、CMB S、ABS等の期限前償還リスクを伴う債券へ投資する場合があります。一般的に金利が低下した場合、資産担保証券の期限前償還が増加することにより、事前に見込まれた収益をあげることができず、さらに利回りの低い証券に再投資せざるを得ない可能性があります。これらの要因が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

e. カントリー・リスク

投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、債券の価格が変動することがあり、それに伴い、組入上場投資信託証券を通じて当ファンドの運用成果に影響を与えます。

f. デリバティブ取引のリスク

組入上場投資信託証券において、デリバティブ取引を用いる場合があります。このような投資手法は現物資産への投資に代わって投資目的を効率的に達成するために用いられ、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響からファンドを守るために用いられませんが、その目的が達成される保証はなく、損失が発生する可能性があります。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

g. 上場投資信託証券への投資に関する留意点

当ファンドが、金融商品取引所等に上場している投資信託証券（上場投資信託証券）を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることが考えられます。この場合にはファンドの運用成果に影響を与えることがあります。また、当ファンドは特定の上場投資信託証券に集中的に投資します。この場合に当該上場投資信託証券が受ける価格変動リスクや上場投資信託証券の運営上のリスクの影響（当該上場投資信託証券の償還や上場廃止等）をほぼ直接に受けることが想定されます。

※基準価額の変動要因は、上記に限るものではありません。

② ファンド運営上のリスク

a. 購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、ファンドが投資対象とする上場投資信託の取引停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入および換金の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の購入および換金の受付についても取り消す場合があります。

b. ファンドの繰上償還

各ファンドは換金により各ファンドの受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、ファンドを償還させる場合があります。

c. 法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

d. 流動性リスクに関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク（流動性リスク）があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

- ・金利の急激な変動または信用リスク不安が高まる等の影響により、債券価格の変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、債券市場動向が不安定になった場合
- ・デリバティブ市場において価格変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、デリバティブ市場動向が不安定になった場合
- ・投資対象とするETFの価格変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、当該ETFの上場市場の動向が不安定になった場合

※金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

e. 収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

(2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

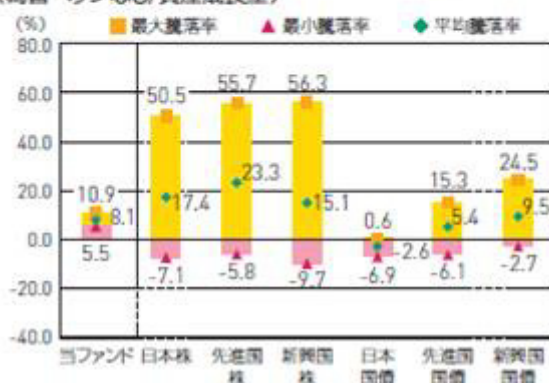
※ リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

(参考情報)

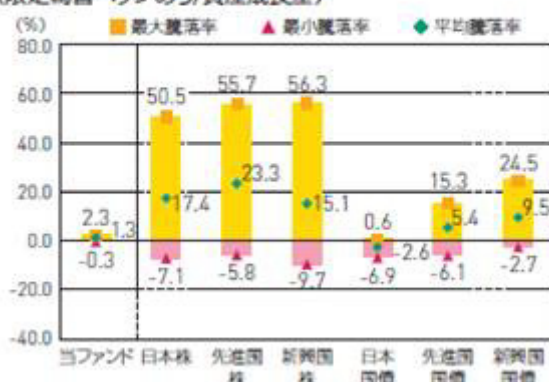
当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2021年4月～2026年3月)

(為替ヘッジなし/資産成長型)



(限定為替ヘッジあり/資産成長型)



当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2021年4月～2026年3月)



※上記グラフは、過去5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが各ファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

※各資産クラスの指数

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株…MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)

日本国債…NOMURA-BPI国債

先進国国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国国債…J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

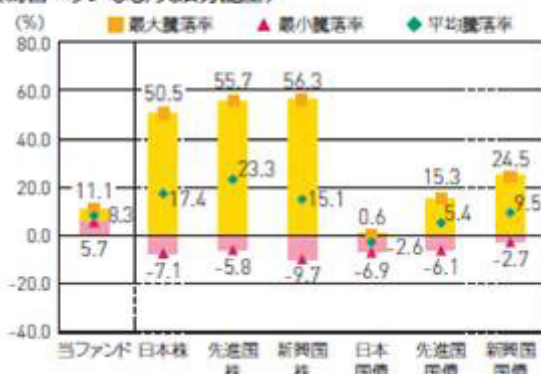
※上記グラフは、過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。また、分配金再投資基準価額は2024年8月末以降の期間について表示しております。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

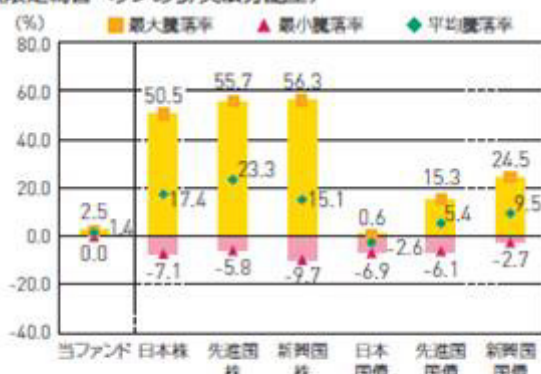
当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2021年4月～2026年3月)

(為替ヘッジなし/実績分配型)



(限定為替ヘッジあり/実績分配型)



※上記グラフは、過去5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが各ファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

※各資産クラスの指数

日本株→東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株→MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)

新興国株→MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)

日本国債→NOMURA-BPI国債

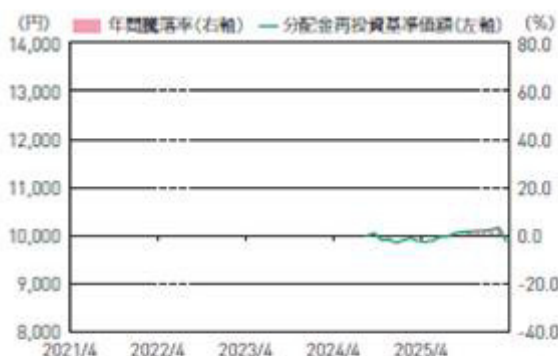
先進国国債→FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国国債→J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2021年4月～2026年3月)



※上記グラフは、過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。また、分配金再投資基準価額は2024年8月末以降の期間について表示しております。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<各指数について>

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する我が国を代表する指数です。東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値および東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではありません。野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- ① 購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額に3.30%（税抜3.00%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳細は、販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています（以下同じ。）。

購入時手数料は、購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の役務の対価として販売会社にお支払いいただくものです。

- ② 分配金の受取方法により、「一般コース」、「累積投資コース」の2つのコースがあります。「累積投資コース」を選択した投資者が分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。

- ② 信託財産留保額
ありません。

(3)【信託報酬等】

ファンドの実質的な運用管理費用（a+b）は、年0.984%（税抜0.94%）以内となります。

なお、ファンドが投資対象とする上場投資信託において、別途上場投資信託等を組入れる場合があり、その場合別途管理報酬がかかります。

a. 当ファンドの信託報酬

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.484%（税抜0.44%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社の間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

	信託報酬の配分	役務の内容
委託会社	年0.011% (税抜0.01%)	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等
販売会社	年0.440% (税抜0.40%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
受託会社	年0.033% (税抜0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等

※ 投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

b. 投資する上場投資信託証券の運用管理費用

ファンドにおいて投資する上場投資信託証券において、年0.50%以内の運用管理費用がかかります。

※2026年3月末現在、運用管理費用は0.40%となっております。

投資する上場投資信託証券において、別途上場投資信託等を組入れる場合があり、その場合、別途管理報酬がかかりますが、その銘柄や組入比率は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することはできません。

② 信託報酬の支払時期と支払方法等

信託報酬は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

(4) 【その他の手数料等】

① 信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行った場合はその都度、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、その都度、信託財産中から支弁します。

③ 下記の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および諸費用に係る消費税等相当額は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定書類の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷、交付および提出に係る費用
6. 公告に係る費用
7. 他のファンドとの併合および信託約款の変更またはファンドの償還に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
8. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、年0.11%（税抜0.10%）を上限とする、上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する率を毎日純資産総額に対して乗じて得た額、または上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する額を、上記の諸費用の支払いの合計額とみなして、ファンドから受領することができます。諸費用および諸費用に係る消費税等相当額は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われるものとします。

④ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用*は、その都度、信託財産中より支弁します。

*海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用。

⑤ ファンドが投資対象とする上場投資信託に係る保管報酬および事務処理に要する諸費用が別途当該上場投資信託から支払われます。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含む。）である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

① 個別元本方式について

a. 追加型株式投資信託について、投資者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料は含まれません。）が当該投資者の元本（「個別元本」といいます。）にあたります。

b. 投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

c. 同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

d. 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「③収益分配金の課税について」を参照。）

② 換金時および償還時の課税について

a. 個人の投資者の場合

換金時および償還時の差益（譲渡益）が課税対象となります。

b. 法人の投資者の場合

換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

③ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受け取る際、a. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、b. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

④ 個人、法人の課税の取扱いについて

a. 個人の投資者に対する課税

(a) 収益分配金の課税について

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（20.315%（所得税15.315%、地方税5%））のいずれかを選択することができます。

(b) 換金時および償還時の差益の課税について

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費用（購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益（譲渡益）については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。

b. 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

※ 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 上記は2026年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

・直近の運用報告書の対象期間(2025年10月16日から2026年4月15日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	①当ファンドの 費用の比率	②投資先ファンドの 運用管理費用の比率
為替ヘッジなし/資産成長型	0.89%	0.50%	0.40%
限定為替ヘッジあり/資産成長型	0.95%	0.55%	0.40%
為替ヘッジなし/実績分配型	0.91%	0.52%	0.40%
限定為替ヘッジあり/実績分配型	1.01%	0.61%	0.40%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)です。

※①の費用は、投資先ファンドが支払った費用を含みません。

※①の費用と②の費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

5【運用状況】

以下の運用状況は2026年3月末現在のものです。

「ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（為替ヘッジなし/資産成長型）」

（１）【投資状況】

資産の種類		金額（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券		17,991,191,774	99.01
	内 アメリカ	17,991,191,774	99.01
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		179,254,885	0.99
純資産総額		18,170,446,659	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国/地域	種類	数量(口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (％)
1	iシェアーズ フレキシブル・インカム・アクティブ ETF	アメリカ	投資信託 受益証券	2,174,060	8,493.73	18,465,895,804	8,275.38	17,991,191,774	99.01

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.01

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2026年3月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（円）		1口当たりの純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2024年10月15日)	12,253,097,000	(同左)	1.0348	(同左)
第2期(2025年4月15日)	20,040,537,705	(同左)	0.9911	(同左)
第3期(2025年10月15日)	21,215,832,082	(同左)	1.1059	(同左)
第4期(2026年4月15日)	17,770,883,843	(同左)	1.1760	(同左)
2025年3月末現在	21,352,444,962	—	1.0477	—
2025年4月末現在	20,241,822,134	—	1.0019	—
2025年5月末現在	20,588,841,452	—	1.0156	—
2025年6月末現在	20,849,115,909	—	1.0341	—
2025年7月末現在	21,455,640,422	—	1.0706	—
2025年8月末現在	21,323,722,129	—	1.0640	—
2025年9月末現在	21,298,206,848	—	1.0843	—
2025年10月末現在	21,068,139,598	—	1.1265	—
2025年11月末現在	20,834,495,528	—	1.1503	—
2025年12月末現在	20,160,946,547	—	1.1526	—
2026年1月末現在	19,152,047,276	—	1.1381	—
2026年2月末現在	18,666,262,721	—	1.1614	—
2026年3月末現在	18,170,446,659	—	1.1614	—

② 【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期	—
第2期	—
第3期	—
第4期	—

③ 【収益率の推移】

	収益率（%）
第1期	3.5
第2期	△4.2
第3期	11.6
第4期	6.3

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第1期	11,876,838,439	35,785,960	11,841,052,479
第2期	8,956,055,281	576,683,100	20,220,424,660
第3期	1,004,509,803	2,040,683,458	19,184,251,005
第4期	996,900,887	5,069,378,748	15,111,773,144

「ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（限定為替ヘッジあり/資産成長型）」

（１）投資状況

資産の種類	金額（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	2,266,728,296	102.60
内 アメリカ	2,266,728,296	102.60
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	△57,503,371	△2.60
純資産総額	2,209,224,925	100.00

（２）投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	数量(口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (％)
1	iシェアーズ フレキシブル・インカム・アクティブ ETF	アメリカ	投資信託 受益証券	273,912	8,493.74	2,326,538,322	8,275.38	2,266,728,296	102.60

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	102.60

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

2026年3月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（円）		1口当たりの純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2024年10月15日)	2,716,604,441	(同左)	0.9983	(同左)
第2期(2025年4月15日)	2,752,247,268	(同左)	0.9734	(同左)
第3期(2025年10月15日)	2,617,162,095	(同左)	1.0073	(同左)
第4期(2026年4月15日)	2,118,551,044	(同左)	1.0043	(同左)
2025年3月末現在	2,808,325,895	—	0.9898	—
2025年4月末現在	2,783,325,314	—	0.9892	—
2025年5月末現在	2,788,936,873	—	0.9904	—
2025年6月末現在	2,783,766,976	—	0.9986	—
2025年7月末現在	2,693,451,372	—	0.9985	—
2025年8月末現在	2,696,180,439	—	1.0057	—
2025年9月末現在	2,681,229,518	—	1.0078	—
2025年10月末現在	2,585,045,562	—	1.0084	—
2025年11月末現在	2,530,811,076	—	1.0102	—
2025年12月末現在	2,468,270,649	—	1.0092	—
2026年1月末現在	2,359,502,487	—	1.0122	—
2026年2月末現在	2,354,073,370	—	1.0163	—
2026年3月末現在	2,209,224,925	—	0.9869	—

② 分配の推移

	1口当たりの分配金（円）
第1期	—
第2期	—
第3期	—
第4期	—

③ 収益率の推移

	収益率（％）
第1期	△0.2
第2期	△2.5
第3期	3.5
第4期	△0.3

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。
 なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算しています。

(4) 設定及び解約の実績

	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第1期	2,750,282,823	29,183,096	2,721,099,727
第2期	420,331,442	313,890,770	2,827,540,399
第3期	30,762,613	260,207,662	2,598,095,350
第4期	9,522,603	498,081,344	2,109,536,609

「ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（為替ヘッジなし/実績分配型）」

（１）投資状況

資産の種類		金額（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券		5,763,245,572	99.39
	内 アメリカ	5,763,245,572	99.39
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		35,130,061	0.61
純資産総額		5,798,375,633	100.00

（２）投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	数量(口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	iシェアーズ フレキシブル・インカム・アクティブ ETF	アメリカ	投資信託 受益証券	696,432	8,316.95	5,792,195,415	8,275.38	5,763,245,572	99.39

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.39

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

2026年3月末現在、同日前1年以内における各月末および各特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

特定期間	計算期間	純資産総額 (円)		1口当たりの純資産額 (円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間	第1期(2024年10月15日)	2,663,678,461	2,678,919,973	1.0311	1.0370
第2特定期間	第2期(2024年11月15日)	3,577,058,622	3,589,737,094	1.0721	1.0759
	第3期(2024年12月16日)	3,681,281,449	3,693,817,890	1.0571	1.0607
	第4期(2025年1月15日)	4,181,664,760	4,220,803,490	1.0684	1.0784
	第5期(2025年2月17日)	4,738,786,424	4,756,138,303	1.0378	1.0416
	第6期(2025年3月17日)	4,984,914,918	5,001,647,913	1.0129	1.0163
	第7期(2025年4月15日)	4,228,172,417	4,247,112,918	0.9599	0.9642
第3特定期間	第8期(2025年5月15日)	4,975,329,740	4,995,418,731	0.9907	0.9947
	第9期(2025年6月16日)	4,932,065,438	4,949,097,398	0.9846	0.9880
	第10期(2025年7月15日)	5,634,538,024	5,654,049,606	1.0107	1.0142
	第11期(2025年8月15日)	5,561,098,779	5,580,747,893	1.0189	1.0225
	第12期(2025年9月16日)	5,180,745,641	5,198,434,961	1.0251	1.0286
	第13期(2025年10月15日)	5,377,329,836	5,394,225,536	1.0503	1.0536
第4特定期間	第14期(2025年11月17日)	5,799,537,311	5,817,969,734	1.0698	1.0732
	第15期(2025年12月15日)	5,802,646,946	5,821,460,619	1.0795	1.0830
	第16期(2026年1月15日)	5,879,295,887	5,918,313,960	1.1000	1.1073
	第17期(2026年2月16日)	5,432,011,530	5,449,862,131	1.0651	1.0686
	第18期(2026年3月16日)	5,833,603,134	5,851,874,807	1.0855	1.0889
	第19期(2026年4月15日)	5,678,076,805	5,696,838,685	1.0895	1.0931
2025年3月末現在		5,014,388,611	—	1.0193	—
2025年4月末現在		4,274,258,248	—	0.9703	—
2025年5月末現在		4,981,310,831	—	0.9803	—
2025年6月末現在		5,531,206,880	—	0.9949	—
2025年7月末現在		5,615,830,023	—	1.0265	—
2025年8月末現在		5,141,208,796	—	1.0168	—
2025年9月末現在		5,278,964,016	—	1.0328	—
2025年10月末現在		5,872,626,443	—	1.0698	—
2025年11月末現在		5,911,332,589	—	1.0892	—
2025年12月末現在		5,823,138,809	—	1.0883	—
2026年1月末現在		5,533,679,453	—	1.0676	—
2026年2月末現在		5,436,196,642	—	1.0860	—
2026年3月末現在		5,798,375,633	—	1.0829	—

② 分配の推移

特定期間	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	第1期	0.0059
第2特定期間	第2期	0.0038
	第3期	0.0036
	第4期	0.0100
	第5期	0.0038
	第6期	0.0034
	第7期	0.0043
第3特定期間	第8期	0.0040
	第9期	0.0034
	第10期	0.0035
	第11期	0.0036
	第12期	0.0035
	第13期	0.0033
第4特定期間	第14期	0.0034
	第15期	0.0035
	第16期	0.0073
	第17期	0.0035
	第18期	0.0034
	第19期	0.0036

③ 収益率の推移

特定期間	計算期間	収益率 (%)
第1特定期間	第1期	3.7
第2特定期間	第2期	4.3
	第3期	△1.1
	第4期	2.0
	第5期	△2.5
	第6期	△2.1
	第7期	△4.8
第3特定期間	第8期	3.6
	第9期	△0.3
	第10期	3.0
	第11期	1.2
	第12期	1.0
	第13期	2.8
第4特定期間	第14期	2.2
	第15期	1.2
	第16期	2.6
	第17期	△2.9
	第18期	2.2
	第19期	0.7

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配金の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配金の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万円当たり）として計算しています。

(4) 設定及び解約の実績

特定期間	計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第 1 特定期間	第 1 期	2, 583, 307, 185	—	2, 583, 307, 185
第 2 特定期間	第 2 期	753, 153, 260	20, 209	3, 336, 440, 236
	第 3 期	145, 904, 522	—	3, 482, 344, 758
	第 4 期	471, 984, 172	40, 455, 886	3, 913, 873, 044
	第 5 期	662, 393, 332	9, 982, 278	4, 566, 284, 098
	第 6 期	358, 590, 865	3, 405, 644	4, 921, 469, 319
	第 7 期	32, 767, 634	549, 469, 176	4, 404, 767, 777
第 3 特定期間	第 8 期	617, 527, 054	46, 975	5, 022, 247, 856
	第 9 期	94, 961, 700	107, 809, 397	5, 009, 400, 159
	第10期	572, 503, 894	7, 166, 309	5, 574, 737, 744
	第11期	15, 247, 878	131, 898, 157	5, 458, 087, 465
	第12期	87, 180, 810	491, 176, 843	5, 054, 091, 432
	第13期	110, 554, 766	44, 737, 069	5, 119, 909, 129
第 4 特定期間	第14期	504, 087, 928	202, 696, 163	5, 421, 300, 894
	第15期	120, 084, 098	166, 049, 698	5, 375, 335, 294
	第16期	4, 337, 627	34, 731, 398	5, 344, 941, 523
	第17期	36, 841, 368	281, 611, 117	5, 100, 171, 774
	第18期	447, 273, 748	173, 423, 878	5, 374, 021, 644
	第19期	35, 113, 860	197, 501, 977	5, 211, 633, 527

「ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（限定為替ヘッジあり/実績分配型）」

（１）投資状況

資産の種類		金額（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券		84,855,836	101.82
	内 アメリカ	84,855,836	101.82
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		△1,512,812	△1.82
純資産総額		83,343,024	100.00

（２）投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	数量(口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (％)
1	iシェアーズ フレキシブル・インカム・アクティブ ETF	アメリカ	投資信託 受益証券	10,254	8,316.95	85,282,083	8,275.38	84,855,836	101.82

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	101.82

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

2026年3月末現在、同日前1年以内における各月末および各特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

特定期間	計算期間	純資産総額 (円)		1口当たりの純資産額 (円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間	第1期(2024年10月15日)	84,540,734	84,676,494	0.9964	0.9980
第2特定期間	第2期(2024年11月15日)	85,822,831	(同左)	0.9878	(同左)
	第3期(2024年12月16日)	86,858,885	(同左)	0.9919	(同左)
	第4期(2025年1月15日)	80,650,113	81,121,444	0.9753	0.9810
	第5期(2025年2月17日)	81,647,856	(同左)	0.9852	(同左)
	第6期(2025年3月17日)	81,230,002	(同左)	0.9813	(同左)
	第7期(2025年4月15日)	80,783,541	80,900,860	0.9640	0.9654
第3特定期間	第8期(2025年5月15日)	81,547,654	81,639,558	0.9760	0.9771
	第9期(2025年6月16日)	81,147,737	(同左)	0.9825	(同左)
	第10期(2025年7月15日)	81,468,194	81,484,713	0.9863	0.9865
	第11期(2025年8月15日)	82,165,612	(同左)	0.9944	(同左)
	第12期(2025年9月16日)	82,699,266	82,724,057	1.0007	1.0010
	第13期(2025年10月15日)	82,994,752	(同左)	0.9975	(同左)
第4特定期間	第14期(2025年11月17日)	83,365,021	(同左)	0.9959	(同左)
	第15期(2025年12月15日)	83,517,036	83,542,181	0.9964	0.9967
	第16期(2026年1月15日)	83,213,043	83,512,911	0.9990	1.0026
	第17期(2026年2月16日)	83,529,389	83,562,745	1.0017	1.0021
	第18期(2026年3月16日)	83,873,033	83,932,931	0.9802	0.9809
	第19期(2026年4月15日)	84,458,471	84,526,955	0.9866	0.9874
2025年3月末現在		81,312,055	—	0.9820	—
2025年4月末現在		82,132,447	—	0.9795	—
2025年5月末現在		81,954,706	—	0.9805	—
2025年6月末現在		81,666,402	—	0.9887	—
2025年7月末現在		81,662,617	—	0.9886	—
2025年8月末現在		82,287,300	—	0.9959	—
2025年9月末現在		82,458,383	—	0.9977	—
2025年10月末現在		83,577,141	—	0.9985	—
2025年11月末現在		83,845,568	—	1.0005	—
2025年12月末現在		83,814,011	—	0.9997	—
2026年1月末現在		83,304,194	—	0.9990	—
2026年2月末現在		83,840,436	—	1.0027	—
2026年3月末現在		83,343,024	—	0.9736	—

② 分配の推移

特定期間	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	第1期	0.0016
第2特定期間	第2期	—
	第3期	—
	第4期	0.0057
	第5期	—
	第6期	—
	第7期	0.0014
第3特定期間	第8期	0.0011
	第9期	—
	第10期	0.0002
	第11期	—
	第12期	0.0003
	第13期	—
第4特定期間	第14期	—
	第15期	0.0003
	第16期	0.0036
	第17期	0.0004
	第18期	0.0007
	第19期	0.0008

③ 収益率の推移

特定期間	計算期間	収益率 (%)
第1特定期間	第1期	△0.2
第2特定期間	第2期	△0.9
	第3期	0.4
	第4期	△1.1
	第5期	1.0
	第6期	△0.4
	第7期	△1.6
第3特定期間	第8期	1.4
	第9期	0.7
	第10期	0.4
	第11期	0.8
	第12期	0.7
	第13期	△0.3
第4特定期間	第14期	△0.2
	第15期	0.1
	第16期	0.6
	第17期	0.3
	第18期	△2.1
	第19期	0.7

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配金の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配金の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万円当たり）として計算しています。

(4) 設定及び解約の実績

特定期間	計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第 1 特定期間	第 1 期	86,800,948	1,950,900	84,850,048
第 2 特定期間	第 2 期	2,227,345	197,471	86,879,922
	第 3 期	989,757	297,775	87,571,904
	第 4 期	—	4,882,116	82,689,788
	第 5 期	186,939	—	82,876,727
	第 6 期	—	98,470	82,778,257
	第 7 期	1,021,282	—	83,799,539
第 3 特定期間	第 8 期	48,068	298,370	83,549,237
	第 9 期	37,022	989,157	82,597,102
	第10期	—	—	82,597,102
	第11期	31,008	—	82,628,110
	第12期	9,789	—	82,637,899
	第13期	566,654	—	83,204,553
第 4 特定期間	第14期	1,485,818	981,123	83,709,248
	第15期	107,879	—	83,817,127
	第16期	18,481	538,730	83,296,878
	第17期	103,700	10,006	83,390,572
	第18期	2,223,797	44,775	85,569,594
	第19期	36,420	—	85,606,014

運用実績

2026年3月末現在

基準価額・純資産の推移

(為替ヘッジなし/資産成長型)



(限定為替ヘッジあり/資産成長型)



(為替ヘッジなし/実績分配型)



(限定為替ヘッジあり/実績分配型)



※基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。
 ※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものと算出しています。

分配金の推移

	第1期 2024年10月	第2期 2025年4月	第3期 2025年10月	設定来累計
為替ヘッジなし/ 資産成長型	0円	0円	0円	0円
限定為替ヘッジあり/ 資産成長型	0円	0円	0円	0円

	第14期 2025年11月	第15期 2025年12月	第16期 2026年1月	第17期 2026年2月	第18期 2026年3月	設定来累計
為替ヘッジなし/ 実績分配型	34円	35円	73円	35円	34円	772円
限定為替ヘッジあり/ 実績分配型	0円	3円	36円	4円	7円	153円

※分配金は税引き前、1万口当たり

主要な資産の状況

資産構成比率(%)

	資産成長型		実績分配型	
	為替 ヘッジなし	限定為替 ヘッジあり	為替 ヘッジなし	限定為替 ヘッジあり
iシェアーズ フレキシブル インカム・ アクティブ ETF	99.0	102.6	99.4	101.8
現金その他	1.0	-2.6	0.6	-1.8

※比率は対純資産総額。四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

組入上位10銘柄(%)

	銘柄名	比率
1	UMBS 30YR TBA(REG A)	4.9
2	UMBS 30YR TBA(REG A)	3.2
3	UMBS 30YR TBA(REG A)	3.1
4	UMBS 30YR TBA(REG A)	1.8
5	ISHARES IBOX \$ HIGH YIELD CORPORA	1.1
6	ISHARES IBOX \$ INV GRADE CORPORAT	1.0
7	BRAZIL FEDERATIVE REPUBLIC OF (GO	0.5
8	UMBS 30YR TBA(REG A)	0.4
9	BRAZIL FEDERATIVE REPUBLIC OF (GOV	0.4
10	ITALY (REPUBLIC OF)	0.3

※上記は当ファンドが投資しているETF「iシェアーズ フレキシブル インカム・アクティブ ETF」の状況です。

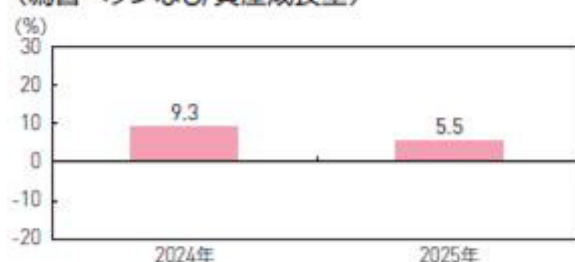
年間収益率の推移

※ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものととして算出しています。

※2024年は、ファンドの設定日(8月30日)から年末までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

(為替ヘッジなし/資産成長型)



(限定為替ヘッジあり/資産成長型)



(為替ヘッジなし/実績分配型)



(限定為替ヘッジあり/実績分配型)



※運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

受益権の投資者は、販売会社と有価証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出します。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と分配金が税引き後無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの申込方法があります。

「累積投資コース」を選択する投資者は、当該販売会社との間で「累積投資約款*」にしたがって契約を締結します。

取扱いを行うコースは各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社までお問い合わせください。

* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

投資者は販売会社に、購入と同時にまたは予め当該投資者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 申込期間

当ファンドの購入は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社の本・支店、営業所等でお受けしています。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(3) 受付時間

原則として、購入の受付は、申込期間中の午後3時30分までに受付けたものを当日のお申込みとします。ただし、受付時間は販売会社により異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎてのお申込みは翌営業日のお取扱いとします。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(4) 購入不可日

ニューヨーク証券取引所の休場日に該当する場合は、販売会社の営業日であっても購入は受け付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(5) 購入単位

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの購入方法があります。

取扱いを行うコースおよび購入単位は、各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

(6) 購入価額

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。また、購入価額には、購入時手数料は含まれておりません。

(7) 購入時手数料

a. 購入受付日の翌営業日の基準価額に3.30%（税抜3.00%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳細は、販売会社にお問い合わせください。

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。

b. 「累積投資コース」を選択した投資者が、分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

(8) 購入代金のお支払い

ファンドの受益権の投資者は、販売会社が定める日までに購入代金を販売会社に支払うものとします。

(9) 購入の受付の中止、既に受付けた購入の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、ファンドが投資対象とする上場投資信託の取引停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入の受付を中止することおよび既に受付けた購入の受付を取り消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金の申込と受付

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金の申込をすることができます。投資者が換金の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

原則として、換金の受付は、午後3時30分までとなっております。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての換金の申込は翌営業日のお取扱いとします。

(2) 換金単位

換金単位は各販売会社により異なりますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(3) 換金不可日

ニューヨーク証券取引所の休場日に該当する場合は、販売会社の営業日であっても換金は受けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(4) 換金価額

換金価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額とします。なお手取額は、換金受付日の翌営業日の基準価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

当ファンドの換金価額等につきましては販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

(5) 換金受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込には制限があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(6) 換金代金の支払い

換金代金は原則として換金受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いします。

(7) 換金の申込の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、ファンドが投資対象とする上場投資信託の取引停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込の受付を中止することおよび既に受付けた換金の申込の受付を取り消すことができます。換金の申込の受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の換金の申込を撤回できます。ただし、投資者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込を受け付けたものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当り）は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額（1万口当り）は翌日の日本経済新聞に掲載されております。ファンド名は「フレイン無資」、「フレイン有資」、「フレイン無分」、「フレイン有分」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

投資信託証券：金融商品取引所（海外取引所を含む）に上場されているものは、当該取引所における計算日の最終相場（海外取引所に上場されているものについては、計算日に知りうる直近の最終相場）で評価します。金融商品取引所に上場されていないものは、第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価格（原則として、計算日に知りうる直近の日の純資産価格）で評価します。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

この信託の期間は、2024年8月30日から2034年10月13日までとします。ただし、委託会社は、信託期間満了前に信託期間の延長が投資者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

（為替ヘッジなし/資産成長型）、（限定為替ヘッジあり/資産成長型）

毎年4月16日から10月15日まで、および10月16日から翌年の4月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2024年10月15日までとします。計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（為替ヘッジなし/実績分配型）、（限定為替ヘッジあり/実績分配型）

毎月16日から翌月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2024年10月15日までとします。計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

① ファンドの償還条件等

- a. 委託会社は、このファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- b. 委託会社は、換金により、各ファンドの受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、各ファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c. a. およびb. の場合において、委託会社は、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにファンドの償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- d. c. の書面決議において、投資者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下d. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている投資者が議決権を行使しないときは、当該知れている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e. c. の書面決議は議決権を行使することができる投資者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f. c. ～e. までの規定は、委託会社がファンドの償還について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての投資者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、c. ～e. までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。
- g. 委託会社は、監督官庁よりこのファンドの償還の命令を受けたときはその命令に従い、ファンドを償還させます。
- h. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこのファンドを償還させます。
- i. h. にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「②信託約款の変更b.」に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

② 信託約款の変更

- a. 委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は以下に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- b. 委託会社は、a. の事項（a. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつてはその併合が投資者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. b. の書面決議において、投資者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている投資者が議決権を行行使しないときは、当該知れている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. b. の書面決議は議決権を行行使することができる投資者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての投資者に対してその効力を生じます。
- f. b. ～ e. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての投資者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. a. ～ f. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときはa. ～ f. の規定にしたがいます。

③ 信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

④ 運用報告書の作成

（為替ヘッジなし/資産成長型）、（限定為替ヘッジあり/資産成長型）

毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。

（為替ヘッジなし/実績分配型）、（限定為替ヘッジあり/実績分配型）

毎年4月および10月の決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。

⑤ 関係法人との契約の更改等に関する手続

「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は1年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

⑥ 公告

委託会社が投資者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

www.blackrock.com/jp/

但し、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。

4 【受益者の権利等】

当ファンドの受益者（投資者）の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

<一般コース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として5営業日以内）に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。

投資者が、収益分配金について支払開始日から5年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

<累積投資コース>

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

販売会社は、累積投資契約に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日以内）に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行います。

投資者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。

換金代金は、換金受付日から起算して、原則として5営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行う投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係るこのファンドの換金を委託会社が行うのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(4) 反対受益者の買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(5) 帳簿書類の閲覧または謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

「ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（為替ヘッジなし/資産成長型）」

「ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（限定為替ヘッジあり/資産成長型）」

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（2025年10月16日から2026年4月15日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

「ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（為替ヘッジなし/実績分配型）」

「ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（限定為替ヘッジあり/実績分配型）」

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2025年10月16日から2026年4月15日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026年6月19日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奈良 将太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（為替ヘッジなし/資産成長型）の2025年10月16日から2026年4月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（為替ヘッジなし/資産成長型）の2026年4月15日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（為替ヘッジなし/資産成長型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 3 期 (2025年10月15日現在)	第 4 期 (2026年 4 月15日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	364,959,919	237,558,940
投資信託受益証券	21,105,769,975	17,658,971,906
未収配当金	10,481,064	22,468,753
流動資産合計	21,481,210,958	17,918,999,599
資産合計	21,481,210,958	17,918,999,599
負債の部		
流動負債		
未払解約金	213,361,346	99,218,886
未払受託者報酬	3,472,720	3,243,643
未払委託者報酬	47,461,090	44,330,367
その他未払費用	1,083,720	1,322,860
流動負債合計	265,378,876	148,115,756
負債合計	265,378,876	148,115,756
純資産の部		
元本等		
元本	19,184,251,005	15,111,773,144
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,031,581,077	2,659,110,699
（分配準備積立金）	1,561,122,097	2,187,784,813
元本等合計	21,215,832,082	17,770,883,843
純資産合計	21,215,832,082	17,770,883,843
負債純資産合計	21,481,210,958	17,918,999,599

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 3 期 (自 2025年 4 月 16 日 至 2025年 10 月 15 日)	第 4 期 (自 2025年 10 月 16 日 至 2026年 4 月 15 日)
営業収益		
受取配当金	513,909,818	634,041,641
受取利息	174,352	208,522
有価証券売買等損益	737,370,105	△281,845,260
為替差損益	1,095,756,542	930,536,328
その他収益	—	672,103
営業収益合計	2,347,210,817	1,283,613,334
営業費用		
受託者報酬	3,472,720	3,243,643
委託者報酬	47,461,090	44,330,367
その他費用	1,233,417	1,476,301
営業費用合計	52,167,227	49,050,311
営業利益又は営業損失 (△)	2,295,043,590	1,234,563,023
経常利益又は経常損失 (△)	2,295,043,590	1,234,563,023
当期純利益又は当期純損失 (△)	2,295,043,590	1,234,563,023
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	146,570,174	207,932,427
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△179,886,955	2,031,581,077
剰余金増加額又は欠損金減少額	62,994,616	142,742,357
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	14,852,297	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	48,142,319	142,742,357
剰余金減少額又は欠損金増加額	—	541,843,331
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	541,843,331
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	2,031,581,077	2,659,110,699

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１ 有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

（１）金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

（２）金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

（３）時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２ デリバティブ等の評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

３ 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

４ その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第3期 (2025年10月15日現在)	第4期 (2026年4月15日現在)
1 当該計算期間の末日における受益 権総数	19,184,251,005口	15,111,773,144口
2 1口当たり純資産額	1.1059円	1.1760円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第3期 (自 2025年4月16日 至 2025年10月15日)	第4期 (自 2025年10月16日 至 2026年4月15日)
分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配 当等収益(469,622,806円)、費用控 除及び繰越欠損金補填後の有価証券売 買等損益(243,747,035円)、収益調 整金(有価証券売買等損益相当額) (0円)、収益調整金(その他収益調 整金)(553,167,530円)、分配準備 積立金(847,752,256円)により、分 配対象収益は2,114,289,627円とな りましたが、委託会社が基準価額水準・ 市況動向等を勘案し、当期は分配を見 合わせました。	当計算期末における、費用控除後の配 当等収益(527,498,390円)、費用控 除及び繰越欠損金補填後の有価証券売 買等損益(499,132,206円)、収益調 整金(有価証券売買等損益相当額) (0円)、収益調整金(その他収益調 整金)(516,645,797円)、分配準備 積立金(1,161,154,217円)により、 分配対象収益は2,704,430,610円とな りましたが、委託会社が基準価額水 準・市況動向等を勘案し、当期は分配 を見合わせました。

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「期限前償還リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引は、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

（1）市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

（2）信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

（3）取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

第3期 (2025年10月15日現在)	第4期 (2026年4月15日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) 同左 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左 4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左

III 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	第3期 (2025年10月15日現在)	第4期 (2026年4月15日現在)
期首元本額	20,220,424,660円	19,184,251,005円
期中追加設定元本額	1,004,509,803円	996,900,887円
期中一部解約元本額	2,040,683,458円	5,069,378,748円

2 有価証券関係

第3期 (2025年10月15日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	692,356,044
合計	692,356,044

第4期 (2026年4月15日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△256,164,212
合計	△256,164,212

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	アメリカドル	iシェアーズ フレキシブル・ インカム・アクティブ ETF	2,122,338.000	111,125,617.680	
	アメリカドル	小計	2,122,338.000	111,125,617.680 (17,658,971,906)	
投資信託受益証券 合計				17,658,971,906 (17,658,971,906)	
合計				17,658,971,906 (17,658,971,906)	

(注1) 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2) 1 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。

2 合計欄における () 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	投資信託受益証券 1銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月19日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奈良 将太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（限定為替ヘッジあり/資産成長型）の2025年10月16日から2026年4月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（限定為替ヘッジあり/資産成長型）の2026年4月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（限定為替ヘッジあり/資産成長型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 (2025年10月15日現在)	第4期 (2026年4月15日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	—	2,433,956
金銭信託	24,431,067	10,541,014
投資信託受益証券	2,660,423,677	2,105,334,778
派生商品評価勘定	2,744,083	7,503,703
未収配当金	1,368,679	—
流動資産合計	2,688,967,506	2,125,813,451
資産合計	2,688,967,506	2,125,813,451
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	60,539,220	607,798
未払解約金	3,925,991	—
未払受託者報酬	452,460	397,941
未払委託者報酬	6,184,180	5,439,148
その他未払費用	703,560	817,520
流動負債合計	71,805,411	7,262,407
負債合計	71,805,411	7,262,407
純資産の部		
元本等		
元本	2,598,095,350	2,109,536,609
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	19,066,745	9,014,435
（分配準備積立金）	134,849,786	172,274,695
元本等合計	2,617,162,095	2,118,551,044
純資産合計	2,617,162,095	2,118,551,044
負債純資産合計	2,688,967,506	2,125,813,451

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 3 期 (自 2025年 4 月 16日 至 2025年 10 月 15日)	第 4 期 (自 2025年 10 月 16日 至 2026年 4 月 15日)
営業収益		
受取配当金	67,172,468	78,634,028
受取利息	29,401	24,846
有価証券売買等損益	96,903,359	△35,584,637
為替差損益	△62,339,095	△43,780,036
その他収益	—	81,875
営業収益合計	101,766,133	△623,924
営業費用		
受託者報酬	452,460	397,941
委託者報酬	6,184,180	5,439,148
その他費用	736,440	846,812
営業費用合計	7,373,080	6,683,901
営業利益又は営業損失 (△)	94,393,053	△7,307,825
経常利益又は経常損失 (△)	94,393,053	△7,307,825
当期純利益又は当期純損失 (△)	94,393,053	△7,307,825
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	6,915,592	△845,206
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△75,293,131	19,066,745
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,892,241	64,979
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,892,241	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	64,979
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,826	3,654,670
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	3,654,670
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,826	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	19,066,745	9,014,435

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１ 有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

（１）金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

（２）金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

（３）時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２ デリバティブ等の評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

３ 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

４ その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第3期 (2025年10月15日現在)	第4期 (2026年4月15日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	2,598,095,350口	2,109,536,609口
2 1口当たり純資産額	1.0073円	1.0043円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第3期 (自 2025年4月16日 至 2025年10月15日)	第4期 (自 2025年10月16日 至 2026年4月15日)
分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(58,765,914円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(19,285,339円)、分配準備積立金(76,083,872円)により、分配対象収益は154,135,125円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(63,205,166円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(16,164,052円)、分配準備積立金(109,069,529円)により、分配対象収益は188,438,747円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「期限前償還リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引は、外貨建資産の時価総額の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

第3期 (2025年10月15日現在)	第4期 (2026年4月15日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) 同左 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左 4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左

III 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	第3期 (2025年10月15日現在)	第4期 (2026年4月15日現在)
期首元本額	2,827,540,399円	2,598,095,350円
期中追加設定元本額	30,762,613円	9,522,603円
期中一部解約元本額	260,207,662円	498,081,344円

2 有価証券関係

第3期 (2025年10月15日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	85,256,530
合計	85,256,530

第4期 (2026年4月15日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△30,792,078
合計	△30,792,078

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	第3期 (2025年10月15日現在)			
		契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超 (円)		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建 アメリカドル	2,712,507,001	—	2,772,986,329	△60,479,328
	買建 アメリカドル	108,531,885	—	111,216,076	2,684,191
	合計	2,821,038,886	—	2,884,202,405	△57,795,137

区分	種類	第4期 (2026年4月15日現在)			
		契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超 (円)		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建 アメリカドル	2,331,513,385	—	2,324,148,346	7,365,039
	買建 アメリカドル	239,662,940	—	239,193,806	△469,134
	合計	2,571,176,325	—	2,563,342,152	6,895,905

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカドル	iシェアーズ フレキシブル・インカム・アクティブ ETF	253,029.000	13,248,598.440	
	アメリカドル	小計	253,029.000	13,248,598.440 (2,105,334,778)	
投資信託受益証券 合計				2,105,334,778 (2,105,334,778)	
合計				2,105,334,778 (2,105,334,778)	

(注1) 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2) 1 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。

2 合計欄における () 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	投資信託受益証券 1銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

独立監査人の監査報告書

2026年6月19日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奈良 将太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（為替ヘッジなし/実績分配型）の2025年10月16日から2026年4月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（為替ヘッジなし/実績分配型）の2026年4月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（為替ヘッジなし/実績分配型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前特定期間末 (2025年10月15日現在)	当特定期間末 (2026年4月15日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	2,113,771	7,207,778
金銭信託	48,847,835	14,726,469
投資信託受益証券	5,340,307,973	5,637,157,449
派生商品評価勘定	14	14,951
未収入金	—	37,334,810
未収配当金	9,796,074	2,851,818
流動資産合計	5,401,065,667	5,699,293,275
資産合計	5,401,065,667	5,699,293,275
負債の部		
流動負債		
未払金	4,174,790	—
未払収益分配金	16,895,700	18,761,880
未払解約金	514,330	—
未払受託者報酬	138,255	157,155
未払委託者報酬	1,889,600	2,147,875
その他未払費用	123,156	149,560
流動負債合計	23,735,831	21,216,470
負債合計	23,735,831	21,216,470
純資産の部		
元本等		
元本	5,119,909,129	5,211,633,527
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	257,420,707	466,443,278
（分配準備積立金）	161,203,344	362,876,568
元本等合計	5,377,329,836	5,678,076,805
純資産合計	5,377,329,836	5,678,076,805
負債純資産合計	5,401,065,667	5,699,293,275

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前特定期間 (自 2025年4月16日 至 2025年10月15日)	当特定期間 (自 2025年10月16日 至 2026年4月15日)
営業収益		
受取配当金	131,787,160	171,474,385
受取利息	83,214	57,037
有価証券売買等損益	165,084,211	△86,065,867
為替差損益	276,832,940	263,704,492
その他収益	—	184,731
営業収益合計	573,787,525	349,354,778
営業費用		
受託者報酬	853,833	939,496
委託者報酬	11,669,698	12,840,242
その他費用	829,817	961,627
営業費用合計	13,353,348	14,741,365
営業利益又は営業損失 (△)	560,434,177	334,613,413
経常利益又は経常損失 (△)	560,434,177	334,613,413
当期純利益又は当期純損失 (△)	560,434,177	334,613,413
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△1,354,016	4,712,728
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△176,595,360	257,420,707
剰余金増加額又は欠損金減少額	—	91,355,805
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	91,355,805
剰余金減少額又は欠損金増加額	16,905,459	81,085,596
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,673,184	81,085,596
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,232,275	—
分配金	110,866,667	131,148,323
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	257,420,707	466,443,278

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における特定期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前特定期間末 (2025年10月15日現在)	当特定期間末 (2026年4月15日現在)
1 当該特定期間の末日における受益権総数	5,119,909,129口	5,211,633,527口
2 1口当たり純資産額	1.0503円	1.0895円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前特定期間 (自 2025年 4 月 16日 至 2025年10月15日)	当特定期間 (自 2025年10月16日 至 2026年 4 月 15日)
分配金の計算過程	第 8 期計算期間 (2025年 4 月 16日～2025年 5 月 15日) 当計算期末における、費用控除後の配当等収益 (21,853,946円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0円)、収益調整金 (有価証券売買等損益相当額) (0円)、収益調整金 (その他収益調整金) (174,779,257円)、分配準備積立金 (162,727,454円) により、分配対象収益は359,360,657円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、20,088,991円 (1 万口当たり 40 円) を分配に充てる事と決定いたしました。	第14期計算期間 (2025年10月16日～2025年11月17日) 当計算期末における、費用控除後の配当等収益 (22,097,031円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (95,154,750円)、収益調整金 (有価証券売買等損益相当額) (0円)、収益調整金 (その他収益調整金) (232,488,060円)、分配準備積立金 (155,156,507円) により、分配対象収益は504,896,348円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、18,432,423円 (1 万口当たり 34円) を分配に充てる事と決定いたしました。
	第 9 期計算期間 (2025年 5 月 16日～2025年 6 月 16日) 当計算期末における、費用控除後の配当等収益 (18,467,740円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0円)、収益調整金 (有価証券売買等損益相当額) (0円)、収益調整金 (その他収益調整金) (177,388,032円)、分配準備積立金 (161,017,746円) により、分配対象収益は356,873,518円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、17,031,960円 (1 万口当たり 34 円) を分配に充てる事と決定いたしました。	第15期計算期間 (2025年11月18日～2025年12月15日) 当計算期末における、費用控除後の配当等収益 (36,182,687円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (33,257,969円)、収益調整金 (有価証券売買等損益相当額) (0円)、収益調整金 (その他収益調整金) (236,282,040円)、分配準備積立金 (246,264,825円) により、分配対象収益は551,987,521円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、18,813,673円 (1 万口当たり 35円) を分配に充てる事と決定いたしました。
	第10期計算期間 (2025年 6 月 17日～2025年 7 月 15日) 当計算期末における、費用控除後の配当等収益 (23,654,942円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0円)、収益調整金 (有価証券売買等損益相当額) (0円)、収益調整金 (その他収益調整金) (215,956,954円)、分配準備積立金 (162,244,822円) により、分配対象収益は401,856,718円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、19,511,582円 (1 万口当たり 35 円) を分配に充てる事と決定いたしました。	第16期計算期間 (2025年12月16日～2026年 1 月 15日) 当計算期末における、費用控除後の配当等収益 (43,623,171円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (104,808,275円)、収益調整金 (有価証券売買等損益相当額) (0円)、収益調整金 (その他収益調整金) (235,215,400円)、分配準備積立金 (294,974,032円) により、分配対象収益は678,620,878円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、39,018,073円 (1 万口当たり 73円) を分配に充てる事と決定いたしました。

	第11期計算期間 (2025年7月16日～2025年8月15日) 当計算期末における、費用控除後の配当等収益(22,038,801円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(211,906,161円)、分配準備積立金(162,457,089円)により、分配対象収益は396,402,051円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、19,649,114円(1万口当たり36円)を分配に充てる事と決定いたしました。	第17期計算期間 (2026年1月16日～2026年2月16日) 当計算期末における、費用控除後の配当等収益(18,752,267円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(227,138,533円)、分配準備積立金(383,181,511円)により、分配対象収益は629,072,311円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、17,850,601円(1万口当たり35円)を分配に充てる事と決定いたしました。
	第12期計算期間 (2025年8月16日～2025年9月16日) 当計算期末における、費用控除後の配当等収益(19,980,316円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(198,806,808円)、分配準備積立金(150,168,531円)により、分配対象収益は368,955,655円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、17,689,320円(1万口当たり35円)を分配に充てる事と決定いたしました。	第18期計算期間 (2026年2月17日～2026年3月16日) 当計算期末における、費用控除後の配当等収益(20,039,840円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(274,593,222円)、分配準備積立金(371,198,279円)により、分配対象収益は665,831,341円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、18,271,673円(1万口当たり34円)を分配に充てる事と決定いたしました。
	第13期計算期間 (2025年9月17日～2025年10月15日) 当計算期末における、費用控除後の配当等収益(20,340,080円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(6,648,510円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(204,767,454円)、分配準備積立金(151,110,454円)により、分配対象収益は382,866,498円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、16,895,700円(1万口当たり33円)を分配に充てる事と決定いたしました。	第19期計算期間 (2026年3月17日～2026年4月15日) 当計算期末における、費用控除後の配当等収益(22,311,782円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(268,695,264円)、分配準備積立金(359,326,666円)により、分配対象収益は650,333,712円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、18,761,880円(1万口当たり36円)を分配に充てる事と決定いたしました。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「期限前償還リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引は、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

前特定期間末 (2025年10月15日現在)	当特定期間末 (2026年 4 月15日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 4 金銭債権の特定期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) 同左 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左 4 金銭債権の特定期間末日後の償還予定額 同左

III 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	前特定期間末 (2025年10月15日現在)	当特定期間末 (2026年4月15日現在)
期首元本額	4,404,767,777円	5,119,909,129円
期中追加設定元本額	1,497,976,102円	1,147,738,629円
期中一部解約元本額	782,834,750円	1,056,014,231円

2 有価証券関係

前特定期間末 (2025年10月15日現在)

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△18,894,856
合計	△18,894,856

当特定期間末 (2026年4月15日現在)

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	36,610,021
合計	36,610,021

3 デリバティブ取引関係
取引の時価等に関する事項
通貨関連

区分	種類	前特定期間末 (2025年10月15日現在)			
		契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超 (円)		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 アメリカドル	4,168,201	—	4,168,215	14
合計		4,168,201	—	4,168,215	14

区分	種類	当特定期間末 (2026年4月15日現在)			
		契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超 (円)		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	37,310,137	—	37,295,186	14,951
合計		37,310,137	—	37,295,186	14,951

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

- 1 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 特定期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- 3 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカドル	iシェアーズ フレキシブル・インカム・アクティブ ETF	677,500.000	35,473,900.000	
	アメリカドル	小計	677,500.000	35,473,900.000 (5,637,157,449)	
投資信託受益証券 合計				5,637,157,449 (5,637,157,449)	
合計				5,637,157,449 (5,637,157,449)	

(注1) 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2) 1 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。

2 合計欄における () 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	投資信託受益証券 1銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

独立監査人の監査報告書

2026年6月19日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奈良 将太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（限定為替ヘッジあり/実績分配型）の2025年10月16日から2026年4月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（限定為替ヘッジあり/実績分配型）の2026年4月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（限定為替ヘッジあり/実績分配型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前特定期間末 (2025年10月15日現在)	当特定期間末 (2026年4月15日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	45,086	189,475
金銭信託	491,863	392,236
投資信託受益証券	83,241,486	83,671,226
派生商品評価勘定	30,081	279,209
未収入金	934,613	—
未収配当金	159,595	42,545
流動資産合計	84,902,724	84,574,691
資産合計	84,902,724	84,574,691
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,868,953	6,828
未払収益分配金	—	68,484
未払受託者報酬	2,160	2,271
未払委託者報酬	29,637	31,068
その他未払費用	7,222	7,569
流動負債合計	1,907,972	116,220
負債合計	1,907,972	116,220
純資産の部		
元本等		
元本	83,204,553	85,606,014
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△209,801	△1,147,543
（分配準備積立金）	3,905,687	5,604,074
元本等合計	82,994,752	84,458,471
純資産合計	82,994,752	84,458,471
負債純資産合計	84,902,724	84,574,691

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前特定期間 (自 2025年4月16日 至 2025年10月15日)	当特定期間 (自 2025年10月16日 至 2026年4月15日)
営業収益		
受取配当金	2,092,177	2,499,967
受取利息	2,933	635
有価証券売買等損益	2,787,038	△1,237,504
為替差損益	△1,705,997	△1,452,933
その他収益	—	2,652
営業収益合計	3,176,151	△187,183
営業費用		
受託者報酬	13,525	13,706
委託者報酬	185,248	187,932
その他費用	57,447	53,394
営業費用合計	256,220	255,032
営業利益又は営業損失 (△)	2,919,931	△442,215
経常利益又は経常損失 (△)	2,919,931	△442,215
当期純利益又は当期純損失 (△)	2,919,931	△442,215
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	11,285	2,662
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△3,015,998	△209,801
剰余金増加額又は欠損金減少額	34,436	4,337
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	34,436	4,337
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,671	10,451
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,671	10,451
分配金	133,214	486,751
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△209,801	△1,147,543

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における特定期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前特定期間末 (2025年10月15日現在)	当特定期間末 (2026年4月15日現在)
1 当該特定期間の末日における受益権総数	83,204,553口	85,606,014口
2 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 209,801円	元本の欠損 1,147,543円
3 1口当たり純資産額	0.9975円	0.9866円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前特定期間 (自 2025年4月16日 至 2025年10月15日)	当特定期間 (自 2025年10月16日 至 2026年4月15日)
分配金の計算過程	第8期計算期間 (2025年4月16日～2025年5月15日) 当計算期末における、費用控除後の配当等収益(390,563円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(314,370円)、分配準備積立金(2,142,742円)により、分配対象収益は2,847,675円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、91,904円(1万口当たり11円)を分配に充てる事と決定いたしました。	第14期計算期間 (2025年10月16日～2025年11月17日) 当計算期末における、費用控除後の配当等収益(282,710円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(414,397円)、分配準備積立金(3,859,631円)により、分配対象収益は4,556,738円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。
	第9期計算期間 (2025年5月16日～2025年6月16日) 当計算期末における、費用控除後の配当等収益(315,285円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(311,857円)、分配準備積立金(2,412,509円)により、分配対象収益は3,039,651円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	第15期計算期間 (2025年11月18日～2025年12月15日) 当計算期末における、費用控除後の配当等収益(499,515円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(420,325円)、分配準備積立金(4,142,341円)により、分配対象収益は5,062,181円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、25,145円(1万口当たり3円)を分配に充てる事と決定いたしました。
	第10期計算期間 (2025年6月17日～2025年7月15日) 当計算期末における、費用控除後の配当等収益(316,946円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(311,857円)、分配準備積立金(2,727,794円)により、分配対象収益は3,356,597円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、16,519円(1万口当たり2円)を分配に充てる事と決定いたしました。	第16期計算期間 (2025年12月16日～2026年1月15日) 当計算期末における、費用控除後の配当等収益(594,131円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(418,800円)、分配準備積立金(4,587,044円)により、分配対象収益は5,599,975円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、299,868円(1万口当たり36円)を分配に充てる事と決定いたしました。

	第11期計算期間 (2025年7月16日～2025年8月15日) 当計算期末における、費用控除後の配当等収益(311,414円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(313,195円)、分配準備積立金(3,028,221円)により、分配対象収益は3,652,830円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	第17期計算期間 (2026年1月16日～2026年2月16日) 当計算期末における、費用控除後の配当等収益(280,829円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(425,347円)、分配準備積立金(4,880,721円)により、分配対象収益は5,586,897円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、33,356円(1万口当たり4円)を分配に充てる事と決定いたしました。
	第12期計算期間 (2025年8月16日～2025年9月16日) 当計算期末における、費用控除後の配当等収益(311,059円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(313,663円)、分配準備積立金(3,339,635円)により、分配対象収益は3,964,357円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、24,791円(1万口当たり3円)を分配に充てる事と決定いたしました。	第18期計算期間 (2026年2月17日～2026年3月16日) 当計算期末における、費用控除後の配当等収益(279,960円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(579,876円)、分配準備積立金(5,125,449円)により、分配対象収益は5,985,285円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、59,898円(1万口当たり7円)を分配に充てる事と決定いたしました。
	第13期計算期間 (2025年9月17日～2025年10月15日) 当計算期末における、費用控除後の配当等収益(279,784円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(342,538円)、分配準備積立金(3,625,903円)により、分配対象収益は4,248,225円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	第19期計算期間 (2026年3月17日～2026年4月15日) 当計算期末における、費用控除後の配当等収益(327,047円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(582,398円)、分配準備積立金(5,345,511円)により、分配対象収益は6,254,956円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、68,484円(1万口当たり8円)を分配に充てる事と決定いたしました。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「期限前償還リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引は、外貨建資産の時価総額の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

前特定期間末 (2025年10月15日現在)	当特定期間末 (2026年 4 月15日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 4 金銭債権の特定期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) 同左 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左 4 金銭債権の特定期間末日後の償還予定額 同左

III 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	前特定期間末 (2025年10月15日現在)	当特定期間末 (2026年4月15日現在)
期首元本額	83,799,539円	83,204,553円
期中追加設定元本額	692,541円	3,976,095円
期中一部解約元本額	1,287,527円	1,574,634円

2 有価証券関係

前特定期間末 (2025年10月15日現在)

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△294,463
合計	△294,463

当特定期間末 (2026年4月15日現在)

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	541,241
合計	541,241

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	前特定期間末 (2025年10月15日現在)			
		契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超 (円)		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建 アメリカドル	84,512,045	—	86,380,998	△1,868,953
	買建 アメリカドル	2,129,527	—	2,159,608	30,081
	合計	86,641,572	—	88,540,606	△1,838,872

区分	種類	当特定期間末 (2026年4月15日現在)			
		契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超 (円)		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建 アメリカドル	87,287,760	—	87,012,026	275,734
	買建 アメリカドル	4,583,183	—	4,579,830	△3,353
	合計	91,870,943	—	91,591,856	272,381

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

- 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - 特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - 特定期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカドル	iシェアーズ フレキシブル・インカム・アクティブ ETF	10,056.000	526,532.160	
	アメリカドル	小計	10,056.000	526,532.160 (83,671,226)	
投資信託受益証券 合計				83,671,226 (83,671,226)	
合計				83,671,226 (83,671,226)	

(注1) 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2) 1 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。

2 合計欄における () 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	投資信託受益証券 1銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（2026年3月末現在）

「ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（為替ヘッジなし/資産成長型）」

I 資産総額	18,298,264,537円
II 負債総額	127,817,878円
III 純資産総額（I－II）	18,170,446,659円
IV 発行済数量	15,644,827,774口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.1614円

「ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（限定為替ヘッジあり/資産成長型）」

I 資産総額	2,287,286,529円
II 負債総額	78,061,604円
III 純資産総額（I－II）	2,209,224,925円
IV 発行済数量	2,238,544,857口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	0.9869円

「ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（為替ヘッジなし/実績分配型）」

I 資産総額	5,799,605,413円
II 負債総額	1,229,780円
III 純資産総額（I－II）	5,798,375,633円
IV 発行済数量	5,354,345,120口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.0829円

「ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（限定為替ヘッジあり/実績分配型）」

I 資産総額	85,934,636円
II 負債総額	2,591,612円
III 純資産総額（I－II）	83,343,024円
IV 発行済数量	85,606,014口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	0.9736円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益証券の名義書換え等

該当事項はありません。

2 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成していません。

3 投資者に対する特典

該当事項はありません。

4 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンド受益証券の譲渡制限は設けておりません。

5 受益証券の再発行

投資者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

6 受益権の譲渡

- ① 投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② ①の申請のある場合には、①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ ①の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

7 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

8 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

9 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している投資者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該投資者に支払います。

10 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の申込の受付、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

- ① 資本金 3,120百万円
- ② 発行する株式の総数 36,000株
- ③ 発行済株式の総数 15,000株
- ④ 直近5ヵ年における主な資本金の額の増減 該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

① 経営の意思決定機構

<株主総会>

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分承認、定款の変更等、会社法および定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

<取締役会>

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

<エグゼクティブ委員会他各委員会>

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築および業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営および責任体制の確立を図っています。

② 運用の意思決定機構

投資委員会

- ・投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

運用担当部署

- ・各運用担当部署では、投資委員会の決定にしたがい、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行います。

ポートフォリオ・マネジャー

- ・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

リスク管理

- ・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2026年3月末現在、以下の通りです(親投資信託を除きます。)。

種類	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	198	15,006,229
単位型株式投資信託	37	196,845
合計	235	15,203,074

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3. 財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2026年3月2日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 若林 亜希

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

		第38期 (2024年12月31日現在)	第39期 (2025年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		18,849	17,307
立替金		40	40
前払費用		163	197
未収入金	※ 2	0	-
未収委託者報酬		2,623	3,298
未収運用受託報酬		3,431	3,776
未収収益	※ 2	1,933	5,942
為替予約		-	0
その他流動資産		-	-
流動資産計		27,042	30,563
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	※ 1	408	341
器具備品	※ 1	334	260
有形固定資産計		742	601
無形固定資産			
ソフトウェア		7	113
無形固定資産計		7	113
投資その他の資産			
投資有価証券		32	31
長期差入保証金		820	824
前払年金費用		1,241	1,311
長期前払費用		3	18
繰延税金資産		955	1,002
投資その他の資産計		3,054	3,188
固定資産計		3,805	3,904
資産合計		30,847	34,467

		(単位：百万円)	
		第38期 (2024年12月31日現在)	第39期 (2025年12月31日現在)
負債の部			
流動負債			
預り金		85	149
未払金	※ 2		
未払収益分配金		5	6
未払償還金		70	70
未払手数料		530	802
その他未払金		62	74
未払費用	※ 2	1,243	1,421
未払消費税等		424	335
未払法人税等		2,223	2,679
為替予約		3	3
前受金		162	114
賞与引当金		2,330	2,637
役員賞与引当金		147	362
早期退職慰労引当金		129	62
流動負債計		7,420	8,721
固定負債			
退職給付引当金		103	107
資産除去債務		964	966
固定負債計		1,068	1,073
負債合計		8,488	9,795
純資産の部			
株主資本			
資本金		3,120	3,120
資本剰余金			
資本準備金		3,001	3,001
その他資本剰余金		3,846	3,846
資本剰余金合計		6,847	6,847
利益剰余金			
利益準備金		336	336
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		12,054	14,368
利益剰余金合計		12,391	14,704
株主資本合計		22,359	24,672
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		△0	0
評価・換算差額等合計		△0	0
純資産合計		22,359	24,672
負債・純資産合計		30,847	34,467

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

		第38期 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	第39期 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
営業収益			
委託者報酬		8,337	9,652
運用受託報酬	※ 1	10,459	11,226
その他営業収益	※ 1	19,213	23,370
営業収益計		38,009	44,248
営業費用			
支払手数料		1,990	2,531
広告宣伝費		259	299
調査費			
調査費		352	366
委託調査費	※ 1	5,494	6,743
調査費計		5,846	7,109
委託計算費		92	34
営業雑経費			
通信費		119	94
印刷費		81	87
諸会費		39	38
営業雑経費計		240	220
営業費用計		8,430	10,194
一般管理費			
給料			
役員報酬		425	612
給料・手当		5,749	5,897
賞与		2,880	3,190
給料計		9,055	9,701
退職給付費用		430	474
福利厚生費		1,151	1,199
事務委託費	※ 1	6,695	7,187
交際費		52	45
旅費交通費		223	220
租税公課		317	359
不動産賃借料		814	806
水道光熱費		70	63
固定資産減価償却費		298	252
資産除去債務利息費用		1	1
事務過誤取引損		0	0
諸経費		459	673
一般管理費計		19,571	20,985
営業利益		10,007	13,068

(単位：百万円)

	第38期 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	第39期 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
営業外収益		
受取利息	3	25
有価証券売却益	6	-
為替差益	153	8
その他	1	0
営業外収益計	164	34
営業外費用		
支払手数料	1	1
有価証券売却損	-	0
固定資産除却損	0	0
その他	0	-
営業外費用計	2	1
経常利益	10,169	13,101
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
特別退職金	128	-
特別損失計	128	-
税引前当期純利益	10,041	13,101
法人税、住民税及び事業税	3,441	4,235
法人税等調整額	△223	△46
当期純利益	6,822	8,913

(3) 【株主資本等変動計算書】

第38期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(単位：百万円)

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
						繰越利益 剰余金					
2024年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,632	12,968	22,936	△0	△0	22,936
当期変動額											
剰余金の配当						△7,400	△7,400	△7,400			△7,400
当期純利益						6,822	6,822	6,822			6,822
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									△0	△0	△0
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△577	△577	△577	△0	△0	△577
2024年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,054	12,391	22,359	△0	△0	22,359

第39期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
						繰越利益 剰余金					
2025年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,054	12,391	22,359	△0	△0	22,359
当期変動額											
剰余金の配当						△ 6,600	△ 6,600	△ 6,600			△6,600
当期純利益						8,913	8,913	8,913			8,913
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									0	0	0
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,313	2,313	2,313	0	0	2,313
2025年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	14,368	14,704	24,672	0	0	24,672

〔重要な会計方針〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

 其他有価証券

 時価のあるもの

 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品3～15年であります。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金の計上方法

① 旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

② 確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）については拠出額を費用計上しております。

③ 確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間（8年～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(3) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業収益を稼得しております。委託者報酬、運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

委託者報酬：当社は投資信託の信託約款に基づき、投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として計算され、投資信託の運用期間にわたり収益認識しております。

運用受託報酬：当社は顧客との投資一任契約及び投資助言契約に基づき運用及び助言について履行義務を負っております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額に対する一定割合として計算され、対象口座の運用期間にわたり収益認識しております。

その他営業収益：当社はグループ会社との契約に基づき委託された業務について履行義務を負っております。グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり月次で収益認識しております。

成功報酬：成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として計算されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度

当社は、親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要になることを目指したリース会計基準が公表されました。

借手の会計処理として、すべてのリースを使用権の取得として捉えて使用権資産を貸借対照表に計上するとともに、借手のリース費用配分の方法については、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上するIFRS第16号と同様の単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
建物附属設備	2,852 百万円	2,926 百万円
器具備品	1,455 百万円	1,449 百万円

※2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
未収収益	189 百万円	247 百万円
その他未払金	54 百万円	53 百万円
未払費用	27 百万円	60 百万円

※3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及びグループ会社と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	3,500 百万円	3,500 百万円
借入実行残高	—	—
差引額	3,500 百万円	3,500 百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
運用受託報酬	284 百万円	265 百万円
その他営業収益	6,381 百万円	6,500 百万円
委託調査費	1,222 百万円	1,441 百万円
事務委託費	2,430 百万円	2,543 百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式 (株)	15,000	—	—	15,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月28日 株主総会決議	普通株式	7,400	493,333	2023年12月31日	2024年3月28日

当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	15,000	—	—	15,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月26日 株主総会決議	普通株式	6,600	440,000	2024年12月31日	2025年3月26日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに掛かる未経過リース料は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
1年以内	737 百万円	737 百万円
1年超	676 百万円	- 百万円
合計	1,413 百万円	737 百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達についてはグループ会社からの長期借入及び銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、顧客及び関係会社の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料及び未払費用はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度 (2024年12月31日)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	820	793	△27

当事業年度 (2025年12月31日)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	824	787	△37

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払手数料、未払費用、その他未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記述を省略しています。

(注2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2024年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	18,849	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	2,623	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	3,431	—	—	—
(4) 未収収益	1,933	—	—	—
合計	26,837	—	—	—

当事業年度 (2025年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	17,307	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	3,298	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	3,776	—	—	—
(4) 未収収益	5,942	—	—	—
合計	30,325	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価等の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度（2024年12月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	793	-	793

当事業年度（2025年12月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	787	-	787

（注） 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金の時価については、期待現在価値法（確実性等価法）により、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを、合理的に見積もった残存期間に対応するリスクフリーレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,834
勤務費用	397
利息費用	35
数理計算上の差異の発生額	25
退職給付の支払額	△390
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	2,901

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
年金資産の期首残高	3,500
期待運用収益	147
数理計算上の差異の発生額	△36
事業主からの拠出額	441
退職給付の支払額	△390
年金資産の期末残高	3,661

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,798
年金資産	△3,661
	△862
非積立型制度の退職給付債務	103
未積立退職給付債務	△759
未認識数理計算上の差異	△400
未認識過去勤務費用	21
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,138
退職給付引当金	103
前払年金費用	△1,241
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,138

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
勤務費用	397
利息費用	35
期待運用収益	△147
数理計算上の差異の費用処理額	62
過去勤務費用の処理額	△3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	344
特別退職金	128
合計	473

(注) 特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券74%、株式25%及びその他1%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
割引率	1.8%
長期期待運用収益率	3.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、86百万円でありました。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,901
勤務費用	399
利息費用	50
数理計算上の差異の発生額	△87
退職給付の支払額	△406
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	2,857

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
年金資産の期首残高	3,661
期待運用収益	128
数理計算上の差異の発生額	24
事業主からの拠出額	453
退職給付の支払額	△406
年金資産の期末残高	3,860

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (2025年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,750
年金資産	△3,860
	△1,110
非積立型制度の退職給付債務	107
未積立退職給付債務	△1,003
未認識数理計算上の差異	△218
未認識過去勤務費用	17
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,204
退職給付引当金	107
前払年金費用	△1,311
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,204

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
勤務費用	399
利息費用	50
期待運用収益	△128
数理計算上の差異の費用処理額	70
過去勤務費用の処理額	△3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	387
特別退職金	160
合計	548

(注) 特別退職金は、一般管理費の「諸経費」に含めて計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2025年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券73%、株式26%及びその他1%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
割引率	3.1%
長期期待運用収益率	3.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、86百万円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	286	252
賞与引当金	713	807
資産除去債務	295	304
未払事業税	122	145
早期退職慰労引当金	39	19
退職給付引当金	31	33
その他	0	-
繰延税金資産合計	1,489	1,563
繰延税金負債		
前払年金費用	△380	△412
資産除去債務に対応する除去費用	△35	△27
その他	△117	△120
繰延税金負債合計	△533	△560
繰延税金資産の純額	955	1,002

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
固定資産－繰延税金資産	955	1,002

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	30.6 %	30.6 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3	1.3
その他	0.1	0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.0 %	32.0 %

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を合理的に見積り、割引率は0.72%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
期首残高	963	964
見積りの変更による増加額	-	-
時の経過による調整額	1	1
期末残高	964	966

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
委託者報酬	8,337 百万円	9,652 百万円
運用受託報酬	10,000 百万円	10,475 百万円
成功報酬 (注)	458 百万円	750 百万円
その他営業収益	19,213 百万円	23,370 百万円
合計	38,009 百万円	44,248 百万円

(注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針) 6. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(セグメント情報等)

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	8,337	10,459	19,213	38,009

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	その他	合計
18,430	15,156	4,422	38,009

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	6,666	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	6,520	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	9,652	11,226	23,370	44,248

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	その他	合計
20,593	19,301	4,354	44,248

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	6,765	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	10,527	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ブラックロ ック・ファイナ ンシャル・マネジ メント・インク	米国 ニュー ヨーク州	1,190 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用 受託報酬	284	未収収益	189
							受入 手数料	6,381		
							委託 調査費	1,222	未払費用	27
							事務 委託費	2,430		
親会社	ブラックロ ック・ジャパン・ ホールディング ス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	通算税効果額	53	その他未払金	53

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ブラックロッ ク・ファイナン シャル・マネジ メント・インク	米国 ニュー ヨーク州	1,190 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用 受託報酬	265	未収収益	247
							受入 手数料	6,500		
							委託 調査費	1,441	未払費用	60
							事務 委託費	2,543		
親会社	ブラックロッ ク・ジャパン・ ホールディング ス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	通算税効果額	53	その他未払金	53

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロ ック・ファンド・ アドバイザーズ	米国 カリフォル ニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	6,520	未収収益	1,174
							委託調査費	10		
							事務委託費	98		

当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロ ック・ファンド・ アドバイザーズ	米国 カリフォル ニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	10,527	未収収益	4,864
							委託調査費	13		
							事務委託費	33		
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロ ック・ファンド・ マネジメント・ カンパニー・エ スエー	ルクセンブ ルク大公国 ルクセンブ ルク市	500 千米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	1,344	未収収益	480

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
(1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
(2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
(3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
(4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

ブラックロック・インク (ニューヨーク証券取引所に上場)
ブラックロック・サターン・サブコ・エルエルシー (非上場)
ブラックロック・ファイナンス・インク (非上場)
ブラックロック・ホールドコ・2・インク (非上場)
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク (非上場)
ブラックロック・インターナショナル・ホールディングス・インク (非上場)
ビーアール・ジャージー・インターナショナル・ホールディングス・L.P. (非上場)
ブラックロック・シンガポール・ホールドコ・ピーティーイー・リミテッド (非上場)
ブラックロック・エイチケー・ホールドコ・リミテッド (非上場)
ブラックロック・ルクス・フィンコ・エスエーアールエル (非上場)
ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社 (非上場)

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	1,490,611 円 39 銭	1,644,860 円 81 銭
1株当たり当期純利益金額	454,844 円 60 銭	594,210 円 44 銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
当期純利益 (百万円)	6,822	8,913
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	6,822	8,913
普通株式の期中平均株式数 (株)	15,000	15,000

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
2007年9月18日	証券業登録に伴う商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投資顧問株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
2007年9月30日	商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
2007年9月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。
2007年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行いました。
2008年7月1日	グループ会社の1つであるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
2008年7月1日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。
2009年6月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行いました。
2009年12月2日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更（「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更）および定款変更を行いました。
2011年4月1日	グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行いました。
2013年10月5日	MGPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行いました。
2014年12月1日	決算期を3月31日から12月31日に変更するため、定款変更を行いました。

追加型証券投資信託

ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC
(為替ヘッジなし/資産成長型)

約 款

ブラックロック・ジャパン株式会社

追加型証券投資信託
ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（為替ヘッジなし/資産成長型）

－ 運用の基本方針 －

約款第18条の規定に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

ブラックロック・グループが運用する上場投資信託証券（以下「ETF」といいます。）に投資を行います。なお、短期の債券に投資を行う場合があります。

(2) 投資態度

- ① 長期的なインカム収益の最大化および値上がり益の獲得をめざして、ブラックロック・グループが運用する米ドル建てのiシェアーズ フレキシブル・インカム・アクティブ ETFへの投資を通じ、世界の様々な債券（デリバティブを含む）に投資を行います。なお、短期の債券に投資を行う場合があります。
- ② ETFへの投資割合は、原則として高位を維持します。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 投資信託証券（ETFを除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④ 一般社団法人資産運用業協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑤ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に係る株式等（iシェアーズ フレキシブル・インカム・アクティブ ETFを除きます。）エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則を踏まえて当該比率以内となるよう調整を行います。

3. 収益分配方針

年2回の毎決算時（原則として4月15日と10月15日。休業日の場合は翌営業日。）に、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益（繰越欠損補填後、評価損益を含みます。）等の全額を分配対象額の範囲として分配を行います。分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（為替ヘッジなし/資産成長型）

約 款

[信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託]

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、ブラックロック・ジャパン株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

[信託の目的および金額]

- 第2条 委託者は、金10億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

[信託金の限度額]

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

[信託期間]

- 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2034年10月13日までとします。
- ② 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

[受益権の取得申込の勧誘の種類]

- 第5条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

[当初の受益者]

- 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条より分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

[受益権の分割および再分割]

- 第7条 委託者は、第2条に規定する信託によって生じた受益権については10億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定により、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

[追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法]

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第26条に規定する借入公社債を除きます。）を原則として法令および一般社団法人資産運用業協会規則にし

たがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。当該仲値が発表されていない場合は、一般社団法人資産運用業協会規則に定めるレートにより評価するものとします。

[信託日時の異なる受益権の内容]

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

[受益権の帰属と受益証券の不発行]

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

[受益権の設定に係る受託者の通知]

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

[受益権の申込単位および申込価額]

第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者または委託者の指定する金融商品取引法第33条の2に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、取得申込受付日が、ニューヨーク証券取引所の休場日に該当する場合は、受益権の取得申込の受付は行いません。ただし、第43条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込については、これを受付けるものとします。
- ④ 受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、第5項に規定する手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、第5項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価

- 額とします。
- ⑤ 前項の手数料の額は基準価額（ただし、信託契約締結日前の取得申込みの場合には、1口につき1円とします。）の3%を上限とし、委託者の指定する販売会社がそれぞれ別に定めるものとします。
 - ⑥ 第4項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社との間に結ばれた累積投資約款にしたがって取得申込者が結んだ契約（以下「別に定める契約」といいます。）の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の申込価額は、原則として第37条に規定する計算期間終了日の基準価額とします。
 - ⑦ 第1項および第3項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

[受益権の譲渡に係る記載または記録]

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

[受益権の譲渡の対抗要件]

- 第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

[投資の対象とする資産の種類]

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）とします。
- 1. 有価証券
 - 2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条から第23条に定めるものに限りします。）
 - 3. 約束手形（1. に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - 4. 金銭債権（1. および3. に掲げるものに該当するものを除きます。）

[運用の指図範囲等]

- 第16条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
- 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で

定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りまゝす。)
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りまゝす。)
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 21. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券および第14号の証券のうち投資法人債券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（次の各号に掲げるものを除きます。以下本項において同じ。）の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
1. 取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。以下同じ。）に上場され、かつ当該市場を通じて常時売却可能（市場急変等の特別な事情により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なもの
 2. 外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定するものをいいます。以下同じ。）または外国の店頭市場に上場または登録され、かつ当該市場を通じて常時売却可能（市場急変等の特別な事情により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なもの

[利害関係人等との取引等]

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託

者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第29条において同じ。）、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第26条、第28条および第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第26条、第28条および第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができます。受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

[運用の基本方針]

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

[投資する株式等の範囲]

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

[信用取引の指図および範囲]

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- ④ 委託者は、第1項の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

[先物取引等の運用指図]

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

[スワップ取引の運用指図]

- 第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって評価するものとします。
 - ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

[金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図]

- 第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって評価するものとします。
 - ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

[有価証券の貸付の指図および範囲]

- 第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を次に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 3. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

[公社債の空売りの指図および範囲]

- 第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行

うものとしします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとしします。

[公社債の借入れの指図および範囲]

- 第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。
なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとしします。
- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとしします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとしします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁するものとしします。

[特別の場合の外貨建有価証券への投資制限]

- 第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

[外国為替予約の指図]

- 第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

[信託業務の委託等]

- 第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとしします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとしします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

[混蔵寄託]

- 第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとしします。

[信託財産の登記等および記載等の留保等]

- 第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

[有価証券売却等の指図]

第32条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

[再投資の指図]

第33条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

[資金の借入れ]

- 第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

[損益の帰属]

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

[受託者による資金の立替え]

- 第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

[信託の計算期間]

- 第37条 この信託の計算期間は、原則として毎年4月16日から10月15日までおよび10月16日から翌年4月15日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2024年10月15日までとします。
- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において

「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

〔信託財産に関する報告等〕

- 第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

〔信託事務の諸経費および諸費用〕

- 第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下、本条第2項の費用を含めて「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 前項の諸経費に加え、以下の諸費用（以下「諸費用」といいます）および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
 1. 受益権の管理事務に関連する費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定書類の作成、印刷および届出に係る費用
 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 5. 運用報告書の作成、印刷、交付および提出に係る費用
 6. 公告に係る費用
 7. 他の信託との併合および信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 8. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
 - ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払を信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代りに、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、上限を付して実際または予想される費用の額を固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
 - ④ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、係る上限、固定率または固定金額を変更することができます。
 - ⑤ 前2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、係る諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。係る諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

〔信託報酬等の総額〕

- 第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の44の率を乗じて得た額とします。
- ② 第1項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

〔有価証券の貸付に係る報酬〕

- 第41条 前条に規定する信託報酬とは別に、有価証券の貸付を行う場合には、委託者および受託者は、有価

証券の貸付による収益の総額に100分の50以内の率を乗じて得た金額を報酬として受け取るものと
し、当該報酬は毎月、信託財産中から支弁するものとします。委託者および受託者との間の配分は
別に定めます。

- ② 第1項の報酬に係る消費税等に相当する金額は、当該報酬より支弁します。

[収益の分配方式]

第42条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子、配当金およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費および当該諸経費に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費および当該諸経費に係る消費税等に相当する金額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

[収益分配金、償還金および一部解約金の支払い]

第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じます。当該再投資により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金（第46条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、一部解約の実行の請求を受けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

[収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責]

第44条 受託者は、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日および第43条第2項に規定する交付開始前までに、償還金については第43条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第43条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金

を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

[収益分配金および償還金の時効]

第45条 受益者が、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第43条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

[信託の一部解約]

第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができます。

② 前項にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求受付日が、ニューヨーク証券取引所の休場日に該当する場合には、一部解約の実行の請求の受付は行いません。

③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、受託者に申し出て、この信託契約の一部を解約するものとします。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求の受付日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 委託者が第3項に規定する一部解約の実行を受託者に対して申し出た場合には、受託者は、前項の一部解約の価額に解約された受益権の口数を乗じて得た金額を委託者に交付します。

⑥ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑦ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑧ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

[質権口記載又は記録の受益権の取り扱い]

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

[信託契約の解約]

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権

を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

[信託契約に関する監督官庁の命令]

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

[委託者の登録取消等に伴う取扱い]

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

[委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い]

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

[受託者の辞任および解任に伴う取扱い]

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

[信託約款の変更等]

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を

もって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

[反対受益者の受益権買取請求の不適用]

第54条 この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

[他の受益者の氏名等の開示の請求の制限]

第55条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

[公告]

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

www.blackrock.com/jp/

ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。

[運用状況に係る情報の提供]

第57条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

[信託約款に関する疑義の取扱い]

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 第43条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 第23条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- ② 第23条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る

外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 2024年8月30日

委託者 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
丸の内トラストタワー本館
ブラックロック・ジャパン株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC
(限定為替ヘッジあり/資産成長型)

約 款

ブラックロック・ジャパン株式会社

追加型証券投資信託
ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（限定為替ヘッジあり/資産成長型）

－ 運用の基本方針 －

約款第18条の規定に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

ブラックロック・グループが運用する上場投資信託証券（以下「E T F」といいます。）に投資を行います。なお、短期の債券に投資を行う場合があります。

(2) 投資態度

- ① 長期的なインカム収益の最大化および値上がり益の獲得をめざして、ブラックロック・グループが運用する米ドル建ての i シェアーズ フレキシブル・インカム・アクティブ E T F への投資を通じ、世界の様々な債券（デリバティブを含む）に投資を行います。なお、短期の債券に投資を行う場合があります。
- ② E T F への投資割合は、原則として高位を維持します。
- ③ 外貨建資産に対して、米ドル・日本円の為替ヘッジを行い、米ドル・日本円間での為替リスクの低減を図ります。
- ④ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 投資信託証券（E T F を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5 % 以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④ 一般社団法人資産運用業協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑤ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に係る株式等（i シェアーズ フレキシブル・インカム・アクティブ E T F を除きます。）エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則を踏まえて当該比率以内となるよう調整を行います。

3. 収益分配方針

年2回の毎決算時（原則として4月15日と10月15日。休業日の場合は翌営業日。）に、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益（繰越欠損補填後、評価損益を含みます。）等の全額を分配対象額の範囲として分配を行います。分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（限定為替ヘッジあり/資産成長型）

約 款

[信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託]

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、ブラックロック・ジャパン株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

[信託の目的および金額]

- 第2条 委託者は、金10億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

[信託金の限度額]

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

[信託期間]

- 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2034年10月13日までとします。
- ② 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

[受益権の取得申込の勧誘の種類]

- 第5条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

[当初の受益者]

- 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条より分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

[受益権の分割および再分割]

- 第7条 委託者は、第2条に規定する信託によって生じた受益権については10億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定により、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

[追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法]

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第26条に規定する借入公社債を除きます。）を原則として法令および一般社団法人資産運用業協会規則にし

たがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。当該仲値が発表されていない場合は、一般社団法人資産運用業協会規則に定めるレートにより評価するものとします。

[信託日時の異なる受益権の内容]

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

[受益権の帰属と受益証券の不発行]

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

[受益権の設定に係る受託者の通知]

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

[受益権の申込単位および申込価額]

第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者または委託者の指定する金融商品取引法第33条の2に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、取得申込受付日が、ニューヨーク証券取引所の休場日に該当する場合は、受益権の取得申込の受付は行いません。ただし、第43条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込については、これを受付けるものとします。
- ④ 受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、第5項に規定する手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、第5項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価

- 額とします。
- ⑤ 前項の手数料の額は基準価額（ただし、信託契約締結日前の取得申込みの場合には、1口につき1円とします。）の3%を上限とし、委託者の指定する販売会社がそれぞれ別に定めるものとします。
 - ⑥ 第4項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社との間に結ばれた累積投資約款にしたがって取得申込者が結んだ契約（以下「別に定める契約」といいます。）の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の申込価額は、原則として第37条に規定する計算期間終了日の基準価額とします。
 - ⑦ 第1項および第3項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

[受益権の譲渡に係る記載または記録]

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

[受益権の譲渡の対抗要件]

- 第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

[投資の対象とする資産の種類]

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）とします。
- 1. 有価証券
 - 2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条から第23条に定めるものに限ります。）
 - 3. 約束手形（1. に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - 4. 金銭債権（1. および3. に掲げるものに該当するものを除きます。）

[運用の指図範囲等]

- 第16条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
- 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で

定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りまゝす。)
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りまゝす。)
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 21. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券および第14号の証券のうち投資法人債券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（次の各号に掲げるものを除きます。以下本項において同じ。）の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
1. 取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。以下同じ。）に上場され、かつ当該市場を通じて常時売却可能（市場急変等の特別な事情により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なもの
 2. 外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定するものをいいます。以下同じ。）または外国の店頭市場に上場または登録され、かつ当該市場を通じて常時売却可能（市場急変等の特別な事情により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なもの

[利害関係人等との取引等]

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託

者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第29条において同じ。）、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第26条、第28条および第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第26条、第28条および第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができます。受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

[運用の基本方針]

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

[投資する株式等の範囲]

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

[信用取引の指図および範囲]

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- ④ 委託者は、第1項の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

[先物取引等の運用指図]

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

[スワップ取引の運用指図]

- 第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって評価するものとします。
 - ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

[金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図]

- 第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって評価するものとします。
 - ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

[有価証券の貸付の指図および範囲]

- 第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を次に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。
- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - 3. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
 - ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

[公社債の空売りの指図および範囲]

- 第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行

うものとしします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとしします。

[公社債の借入れの指図および範囲]

- 第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとしします。
- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとしします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとしします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁するものとしします。

[特別の場合の外貨建有価証券への投資制限]

- 第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

[外国為替予約の指図]

- 第28条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

[信託業務の委託等]

- 第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとしします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとしします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

[混蔵寄託]

- 第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとしします。

[信託財産の登記等および記載等の留保等]

- 第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

[有価証券売却等の指図]

第32条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

[再投資の指図]

第33条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

[資金の借入れ]

- 第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

[損益の帰属]

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

[受託者による資金の立替え]

- 第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

[信託の計算期間]

- 第37条 この信託の計算期間は、原則として毎年4月16日から10月15日までおよび10月16日から翌年4月15日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2024年10月15日までとします。
- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において

「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

〔信託財産に関する報告等〕

- 第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

〔信託事務の諸経費および諸費用〕

- 第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下、本条第2項の費用を含めて「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 前項の諸経費に加え、以下の諸費用（以下「諸費用」といいます）および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
 - 1. 受益権の管理事務に関連する費用
 - 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定書類の作成、印刷および届出に係る費用
 - 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 - 4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 - 5. 運用報告書の作成、印刷、交付および提出に係る費用
 - 6. 公告に係る費用
 - 7. 他の信託との併合および信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 - 8. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
 - ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払を信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代りに、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、上限を付して実際または予想される費用の額を固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
 - ④ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、係る上限、固定率または固定金額を変更することができます。
 - ⑤ 前2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、係る諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。係る諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

〔信託報酬等の総額〕

- 第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の44の率を乗じて得た額とします。
- ② 第1項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

〔有価証券の貸付に係る報酬〕

- 第41条 前条に規定する信託報酬とは別に、有価証券の貸付を行う場合には、委託者および受託者は、有価

証券の貸付による収益の総額に100分の50以内の率を乗じて得た金額を報酬として受け取るものと
し、当該報酬は毎月、信託財産中から支弁するものとします。委託者および受託者との間の配分は
別に定めます。

- ② 第1項の報酬に係る消費税等に相当する金額は、当該報酬より支弁します。

[収益の分配方式]

第42条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子、配当金およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費および当該諸経費に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費および当該諸経費に係る消費税等に相当する金額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

[収益分配金、償還金および一部解約金の支払い]

第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じます。当該再投資により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金（第46条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、一部解約の実行の請求を受けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

[収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責]

第44条 受託者は、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日および第43条第2項に規定する交付開始前までに、償還金については第43条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第43条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金

を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

[収益分配金および償還金の時効]

第45条 受益者が、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第43条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

[信託の一部解約]

第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができます。

② 前項にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求受付日が、ニューヨーク証券取引所の休場日に該当する場合には、一部解約の実行の請求の受付は行いません。

③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、受託者に申し出て、この信託契約の一部を解約するものとします。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求の受付日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 委託者が第3項に規定する一部解約の実行を受託者に対して申し出た場合には、受託者は、前項の一部解約の価額に解約された受益権の口数を乗じて得た金額を委託者に交付します。

⑥ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑦ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑧ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

[質権口記載又は記録の受益権の取り扱い]

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

[信託契約の解約]

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権

を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

[信託契約に関する監督官庁の命令]

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

[委託者の登録取消等に伴う取扱い]

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

[委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い]

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

[受託者の辞任および解任に伴う取扱い]

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

[信託約款の変更等]

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を

- もって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

[反対受益者の受益権買取請求の不適用]

第54条 この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

[他の受益者の氏名等の開示の請求の制限]

第55条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

[公告]

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。
www.blackrock.com/jp/
ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。

[運用状況に係る情報の提供]

第57条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

[信託約款に関する疑義の取扱い]

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

- 第1条 第43条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- 第2条 第23条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ② 第23条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る

外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 2024年8月30日

委託者 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
丸の内トラストタワー本館
ブラックロック・ジャパン株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC
(為替ヘッジなし/実績分配型)

約 款

ブラックロック・ジャパン株式会社

追加型証券投資信託
ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（為替ヘッジなし/実績分配型）

－ 運用の基本方針 －

約款第18条の規定に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

ブラックロック・グループが運用する上場投資信託証券（以下「ETF」といいます。）に投資を行います。なお、短期の債券に投資を行う場合があります。

(2) 投資態度

- ① 長期的なインカム収益の最大化および値上がり益の獲得をめざして、ブラックロック・グループが運用する米ドル建てのiシェアーズ フレキシブル・インカム・アクティブ ETFへの投資を通じ、世界の様々な債券（デリバティブを含む）に投資を行います。なお、短期の債券に投資を行う場合があります。
- ② ETFへの投資割合は、原則として高位を維持します。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 投資信託証券（ETFを除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④ 一般社団法人資産運用業協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑤ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に係る株式等（iシェアーズ フレキシブル・インカム・アクティブ ETFを除きます。）エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則を踏まえて当該比率以内となるよう調整を行います。

3. 収益分配方針

月1回の毎決算時（原則として毎月15日。休業日の場合は翌営業日。）に、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益（繰越欠損補填後、評価損益を含みます。）等の全額を分配対象額の範囲として分配を行います。分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（為替ヘッジなし/実績分配型）

約 款

[信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託]

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ブラックロック・ジャパン株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

[信託の目的および金額]

第2条 委託者は、金10億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

[信託金の限度額]

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

[信託期間]

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2034年10月13日までとします。

- ② 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

[受益権の取得申込の勧誘の種類]

第5条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

[当初の受益者]

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条より分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

[受益権の分割および再分割]

第7条 委託者は、第2条に規定する信託によって生じた受益権については10億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定により、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

[追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法]

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第26条に規定する借入公社債を除きます。）を原則として法令および一般社団法人資産運用業協会規則にし

たがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。当該仲値が発表されていない場合は、一般社団法人資産運用業協会規則に定めるレートにより評価するものとします。

[信託日時の異なる受益権の内容]

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

[受益権の帰属と受益証券の不発行]

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

[受益権の設定に係る受託者の通知]

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

[受益権の申込単位および申込価額]

第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者または委託者の指定する金融商品取引法第33条の2に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、取得申込受付日が、ニューヨーク証券取引所の休場日に該当する場合は、受益権の取得申込の受付は行いません。ただし、第43条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込については、これを受付けるものとします。
- ④ 受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、第5項に規定する手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、第5項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価

- 額とします。
- ⑤ 前項の手数料の額は基準価額（ただし、信託契約締結日前の取得申込みの場合には、1口につき1円とします。）の3%を上限とし、委託者の指定する販売会社がそれぞれ別に定めるものとします。
 - ⑥ 第4項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社との間に結ばれた累積投資約款にしたがって取得申込者が結んだ契約（以下「別に定める契約」といいます。）の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の申込価額は、原則として第37条に規定する計算期間終了日の基準価額とします。
 - ⑦ 第1項および第3項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

[受益権の譲渡に係る記載または記録]

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

[受益権の譲渡の対抗要件]

- 第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

[投資の対象とする資産の種類]

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）とします。
- 1. 有価証券
 - 2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条から第23条に定めるものに限りします。）
 - 3. 約束手形（1. に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - 4. 金銭債権（1. および3. に掲げるものに該当するものを除きます。）

[運用の指図範囲等]

- 第16条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
- 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で

定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りまゝす。)
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りまゝす。)
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 21. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券および第14号の証券のうち投資法人債券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（次の各号に掲げるものを除きます。以下本項において同じ。）の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
1. 取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。以下同じ。）に上場され、かつ当該市場を通じて常時売却可能（市場急変等の特別な事情により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なもの
 2. 外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定するものをいいます。以下同じ。）または外国の店頭市場に上場または登録され、かつ当該市場を通じて常時売却可能（市場急変等の特別な事情により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なもの

[利害関係人等との取引等]

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託

者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第29条において同じ。）、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第26条、第28条および第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第26条、第28条および第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができます。受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

[運用の基本方針]

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

[投資する株式等の範囲]

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

[信用取引の指図および範囲]

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- ④ 委託者は、第1項の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

[先物取引等の運用指図]

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

[スワップ取引の運用指図]

- 第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって評価するものとします。
 - ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

[金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図]

- 第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって評価するものとします。
 - ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

[有価証券の貸付の指図および範囲]

- 第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を次に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 3. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

[公社債の空売りの指図および範囲]

- 第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行

うものとしします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとしします。

[公社債の借入れの指図および範囲]

- 第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。
なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとしします。
- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとしします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとしします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁するものとしします。

[特別の場合の外貨建有価証券への投資制限]

- 第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

[外国為替予約の指図]

- 第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

[信託業務の委託等]

- 第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとしします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとしします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

[混蔵寄託]

- 第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとしします。

[信託財産の登記等および記載等の留保等]

- 第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

[有価証券売却等の指図]

第32条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

[再投資の指図]

第33条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

[資金の借入れ]

- 第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

[損益の帰属]

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

[受託者による資金の立替え]

- 第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

[信託の計算期間]

- 第37条 この信託の計算期間は、原則として毎月16日から翌月の15日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2024年10月15日までとします。
- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において

「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

〔信託財産に関する報告等〕

- 第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

〔信託事務の諸経費および諸費用〕

- 第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下、本条第2項の費用を含めて「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 前項の諸経費に加え、以下の諸費用（以下「諸費用」といいます）および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
 - 1. 受益権の管理事務に関連する費用
 - 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定書類の作成、印刷および届出に係る費用
 - 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 - 4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 - 5. 運用報告書の作成、印刷、交付および提出に係る費用
 - 6. 公告に係る費用
 - 7. 他の信託との併合および信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 - 8. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
 - ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払を信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代りに、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、上限を付して実際または予想される費用の額を固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
 - ④ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、係る上限、固定率または固定金額を変更することができます。
 - ⑤ 前2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、係る諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。係る諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

〔信託報酬等の総額〕

- 第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の44の率を乗じて得た額とします。
- ② 第1項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

〔有価証券の貸付に係る報酬〕

- 第41条 前条に規定する信託報酬とは別に、有価証券の貸付を行う場合には、委託者および受託者は、有価

証券の貸付による収益の総額に100分の50以内の率を乗じて得た金額を報酬として受け取るものと
し、当該報酬は毎月、信託財産中から支弁するものとします。委託者および受託者との間の配分は
別に定めます。

- ② 第1項の報酬に係る消費税等に相当する金額は、当該報酬より支弁します。

[収益の分配方式]

第42条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子、配当金およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費および当該諸経費に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費および当該諸経費に係る消費税等に相当する金額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

[収益分配金、償還金および一部解約金の支払い]

第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じます。当該再投資により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金（第46条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、一部解約の実行の請求を受けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

[収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責]

第44条 受託者は、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日および第43条第2項に規定する交付開始前までに、償還金については第43条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第43条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金

を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

[収益分配金および償還金の時効]

第45条 受益者が、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第43条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

[信託の一部解約]

第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができます。

② 前項にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求受付日が、ニューヨーク証券取引所の休場日に該当する場合には、一部解約の実行の請求の受付は行いません。

③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、受託者に申し出て、この信託契約の一部を解約するものとします。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求の受付日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 委託者が第3項に規定する一部解約の実行を受託者に対して申し出た場合には、受託者は、前項の一部解約の価額に解約された受益権の口数を乗じて得た金額を委託者に交付します。

⑥ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑦ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑧ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

[質権口記載又は記録の受益権の取り扱い]

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

[信託契約の解約]

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権

を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

[信託契約に関する監督官庁の命令]

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

[委託者の登録取消等に伴う取扱い]

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

[委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い]

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

[受託者の辞任および解任に伴う取扱い]

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

[信託約款の変更等]

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を

もって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

[反対受益者の受益権買取請求の不適用]

第54条 この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

[他の受益者の氏名等の開示の請求の制限]

第55条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

[公告]

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

www.blackrock.com/jp/

ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。

[運用状況に係る情報の提供]

第57条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

[信託約款に関する疑義の取扱い]

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 第43条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 第23条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- ② 第23条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る

外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 2024年8月30日

委託者 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
丸の内トラストタワー本館
ブラックロック・ジャパン株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC
(限定為替ヘッジあり/実績分配型)

約 款

ブラックロック・ジャパン株式会社

追加型証券投資信託
ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（限定為替ヘッジあり/実績分配型）

－ 運用の基本方針 －

約款第18条の規定に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

ブラックロック・グループが運用する上場投資信託証券（以下「ETF」といいます。）に投資を行います。なお、短期の債券に投資を行う場合があります。

(2) 投資態度

- ① 長期的なインカム収益の最大化および値上がり益の獲得をめざして、ブラックロック・グループが運用する米ドル建てのiシェアーズ フレキシブル・インカム・アクティブ ETFへの投資を通じ、世界の様々な債券（デリバティブを含む）に投資を行います。なお、短期の債券に投資を行う場合があります。
- ② ETFへの投資割合は、原則として高位を維持します。
- ③ 外貨建資産に対して、米ドル・日本円の為替ヘッジを行い、米ドル・日本円間での為替リスクの低減を図ります。
- ④ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 投資信託証券（ETFを除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④ 一般社団法人資産運用業協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑤ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に係る株式等（iシェアーズ フレキシブル・インカム・アクティブ ETFを除きます。）エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則を踏まえて当該比率以内となるよう調整を行います。

3. 収益分配方針

月1回の毎決算時（原則として毎月15日。休業日の場合は翌営業日。）に、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益（繰越欠損補填後、評価損益を含みます。）等の全額を分配対象額の範囲として分配を行います。分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ブラックロック・フレキシブル・インカム・ファンド/BINC（限定為替ヘッジあり/実績分配型）

約 款

[信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託]

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ブラックロック・ジャパン株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

[信託の目的および金額]

第2条 委託者は、金10億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

[信託金の限度額]

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

[信託期間]

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2034年10月13日までとします。

- ② 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

[受益権の取得申込の勧誘の種類]

第5条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

[当初の受益者]

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条より分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

[受益権の分割および再分割]

第7条 委託者は、第2条に規定する信託によって生じた受益権については10億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定により、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

[追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法]

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第26条に規定する借入公社債を除きます。）を原則として法令および一般社団法人資産運用業協会規則にし

たがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。当該仲値が発表されていない場合は、一般社団法人資産運用業協会規則に定めるレートにより評価するものとします。

[信託日時の異なる受益権の内容]

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

[受益権の帰属と受益証券の不発行]

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

[受益権の設定に係る受託者の通知]

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

[受益権の申込単位および申込価額]

第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者または委託者の指定する金融商品取引法第33条の2に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、取得申込受付日が、ニューヨーク証券取引所の休場日に該当する場合は、受益権の取得申込の受付は行いません。ただし、第43条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込については、これを受付けるものとします。
- ④ 受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、第5項に規定する手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、第5項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価

- 額とします。
- ⑤ 前項の手数料の額は基準価額（ただし、信託契約締結日前の取得申込みの場合には、1口につき1円とします。）の3%を上限とし、委託者の指定する販売会社がそれぞれ別に定めるものとします。
 - ⑥ 第4項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社との間に結ばれた累積投資約款にしたがって取得申込者が結んだ契約（以下「別に定める契約」といいます。）の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の申込価額は、原則として第37条に規定する計算期間終了日の基準価額とします。
 - ⑦ 第1項および第3項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

[受益権の譲渡に係る記載または記録]

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

[受益権の譲渡の対抗要件]

- 第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

[投資の対象とする資産の種類]

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）とします。
- 1. 有価証券
 - 2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条から第23条に定めるものに限ります。）
 - 3. 約束手形（1. に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - 4. 金銭債権（1. および3. に掲げるものに該当するものを除きます。）

[運用の指図範囲等]

- 第16条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
- 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で

定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。)
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。)
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券および第14号の証券のうち投資法人債券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（次の各号に掲げるものを除きます。以下本項において同じ。）の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
1. 取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。以下同じ。）に上場され、かつ当該市場を通じて常時売却可能（市場急変等の特別な事情により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なもの
 2. 外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定するものをいいます。以下同じ。）または外国の店頭市場に上場または登録され、かつ当該市場を通じて常時売却可能（市場急変等の特別な事情により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なもの

[利害関係人等との取引等]

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託

者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第29条において同じ。）、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第26条、第28条および第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第26条、第28条および第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができます。受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

[運用の基本方針]

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

[投資する株式等の範囲]

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

[信用取引の指図および範囲]

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- ④ 委託者は、第1項の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

[先物取引等の運用指図]

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

[スワップ取引の運用指図]

- 第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって評価するものとします。
 - ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

[金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図]

- 第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって評価するものとします。
 - ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

[有価証券の貸付の指図および範囲]

- 第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を次に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 3. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

[公社債の空売りの指図および範囲]

- 第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行

うものとしします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとしします。

[公社債の借入れの指図および範囲]

- 第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとしします。
- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとしします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとしします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁するものとしします。

[特別の場合の外貨建有価証券への投資制限]

- 第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

[外国為替予約の指図]

- 第28条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

[信託業務の委託等]

- 第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとしします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとしします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

[混蔵寄託]

- 第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとしします。

[信託財産の登記等および記載等の留保等]

- 第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

[有価証券売却等の指図]

第32条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

[再投資の指図]

第33条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

[資金の借入れ]

- 第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

[損益の帰属]

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

[受託者による資金の立替え]

- 第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

[信託の計算期間]

- 第37条 この信託の計算期間は、原則として毎月16日から翌月の15日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2024年10月15日までとします。
- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において

「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

〔信託財産に関する報告等〕

- 第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

〔信託事務の諸経費および諸費用〕

- 第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下、本条第2項の費用を含めて「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 前項の諸経費に加え、以下の諸費用（以下「諸費用」といいます）および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
 - 1. 受益権の管理事務に関連する費用
 - 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定書類の作成、印刷および届出に係る費用
 - 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 - 4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 - 5. 運用報告書の作成、印刷、交付および提出に係る費用
 - 6. 公告に係る費用
 - 7. 他の信託との併合および信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 - 8. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
 - ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払を信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代りに、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、上限を付して実際または予想される費用の額を固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
 - ④ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、係る上限、固定率または固定金額を変更することができます。
 - ⑤ 前2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、係る諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。係る諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

〔信託報酬等の総額〕

- 第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の44の率を乗じて得た額とします。
- ② 第1項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

〔有価証券の貸付に係る報酬〕

- 第41条 前条に規定する信託報酬とは別に、有価証券の貸付を行う場合には、委託者および受託者は、有価

証券の貸付による収益の総額に100分の50以内の率を乗じて得た金額を報酬として受け取るものと
し、当該報酬は毎月、信託財産中から支弁するものとします。委託者および受託者との間の配分は
別に定めます。

- ② 第1項の報酬に係る消費税等に相当する金額は、当該報酬より支弁します。

[収益の分配方式]

第42条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子、配当金およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費および当該諸経費に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費および当該諸経費に係る消費税等に相当する金額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

[収益分配金、償還金および一部解約金の支払い]

第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じます。当該再投資により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金（第46条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、一部解約の実行の請求を受けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

[収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責]

第44条 受託者は、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日および第43条第2項に規定する交付開始前までに、償還金については第43条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第43条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金

を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

[収益分配金および償還金の時効]

第45条 受益者が、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第43条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

[信託の一部解約]

第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができます。

- ② 前項にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求受付日が、ニューヨーク証券取引所の休場日に該当する場合には、一部解約の実行の請求の受付は行いません。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、受託者に申し出て、この信託契約の一部を解約するものとします。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求の受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者が第3項に規定する一部解約の実行を受託者に対して申し出た場合には、受託者は、前項の一部解約の価額に解約された受益権の口数を乗じて得た金額を委託者に交付します。
- ⑥ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑦ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑧ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

[質権口記載又は記録の受益権の取り扱い]

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

[信託契約の解約]

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権

を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

[信託契約に関する監督官庁の命令]

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

[委託者の登録取消等に伴う取扱い]

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

[委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い]

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

[受託者の辞任および解任に伴う取扱い]

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

[信託約款の変更等]

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を

- もって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

[反対受益者の受益権買取請求の不適用]

第54条 この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

[他の受益者の氏名等の開示の請求の制限]

第55条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

[公告]

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。
www.blackrock.com/jp/
ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。

[運用状況に係る情報の提供]

第57条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

[信託約款に関する疑義の取扱い]

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

- 第1条 第43条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- 第2条 第23条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ② 第23条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る

外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 2024年8月30日

委託者 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
丸の内トラストタワー本館
ブラックロック・ジャパン株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社